

令和6年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(8日目)

令和6年9月9日(月)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

1番 中村 勘太郎 君
2番 長岡 千恵子 君
3番 川崎 直文 君
5番 清水 紀人 君
6番 金元 直栄 君
7番 森山 充 君
8番 清水 憲一 君
9番 滝波 登喜男 君
10番 齋藤 則男 君
11番 上田 誠 君
12番 松川 正樹 君
13番 楠 圭介 君
14番 酒井 圭治 君

4 欠席議員(1名)

4番 朝井 征一郎 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河合 永充 君
副 町 長 北川 善一 君

教 育 長	竹 内 康 高 君
消 防 長	宮 川 昌 士 君
総 務 課 長	多 田 和 憲 君
財 政 課 長	原 武 史 君
契 約 管 財 課 長	朝 日 清 智 君
総 合 政 策 課 長	清 水 智 昭 君
えい住支 援 課 長	深 水 正 康 君
建 設 課 長	竹 澤 隆 一 君
農 林 課 長	島 田 通 正 君
防 災 安 全 課 長	吉 田 仁 君
商 工 観 光 課 長	江 守 直 美 君
上 下 水 道 課 長	勝 見 博 貴 君
福 祉 保 健 課 長	高 嶋 晃 君
住 民 税 務 課 長	吉 川 貞 夫 君
学 校 教 育 課 長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課 長	吉 田 正 幸 君
子 育 て 支 援 課 長	池 端 時 枝 君
会 計 課 長	波 多 野 清 志 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	清 水 和 仁 君
書 記	酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前9時00分 開議)

～開 会 宣 告～

○議長（酒井圭治君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに8日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日、傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読されご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本定例会はクールビズ期間に伴い、議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（酒井圭治君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、13番、楠君の質問を許します。

13番、楠君。

○13番（楠 圭介君） おはようございます。

9月に入って、夜になると大分涼しくなってきたかなと感じます。それでも、今日の朝、ちょっとニュースを見ていたら、まだ日本の本土で最高気温が36度とかっていう数字を見て、まだまだ暑いと感じています。

先日、最高気温35度以上の日である猛暑日が、7月、8月と何回あったのかなと見てみたら、福井県福井市が県内最多とありますけど、今年19回と。それでも去年が32回、あったので、去年に比べると、13回、猛暑日が少なかったと。

全国最多が、今年が福岡県太宰府市の46回。去年も群馬県桐生市、46回は全国最多ということで、もう40日連続とかで猛暑日なので、もう夏休み丸々猛暑日みたいな感じで、本当に大変だなと思っています。

その暑いさなか、8月24日に開催された永平寺町大灯籠ながしですが、皆様、本当に大変ご苦労さまでした。

今年も、子供たちにとっても夏休みを締めくくる思い出になったかと思います。ありがとうございました。

さて、では、本題に移ります。

昨年7月に、山形県米沢市において、中学校1年生の女子生徒が部活動帰りに倒れ、亡くなりました。米沢市のこの日の最高気温は35.5度で、熱中症であったと見られています。

また、同じく昨年8月には、岡山県岡山市において、中学校1年生の男子生徒が部活動からの帰宅途中に倒れ、緊急搬送されるというケースも発生しました。

今年4月から熱中症特別警戒アラートの運用が始まるなど、年々、熱中症対策が広がっています。夏の風物詩である高校野球の甲子園でも、昨年から、5回終了時に10分間の休憩時間を取り、エアコンの効いたスペースで体を冷やすクーリングタイムが導入され、今年からは正午過ぎの時間帯を避けるため、試合を午前と夕方に分ける2部制が導入されるなど、対策を立てています。

それでも試合中に熱中症の症状が出た選手は56名あったらしく、昨年の34人から倍近くに増えていると。

今後、夏の様々なイベントや行事に対し、猛暑対策・熱中症対策が課題としてのしかかってくることは間違いありません。

今回は、本町の運動に関わる猛暑対策・熱中症対策をテーマに幾つか質問させていただきます。よろしくお願いします。

一つ目の質問です。

熱中症対策に関して、町内の小中学校へは教育委員会や学校教育課を通じて、当然、指導が行き届いているとは思いますが、町内の各種スポーツ団体への指導は、誰がどのように行っているのでしょうか。そして、熱中症対策として、何をどのように変えたとか、どのような対策を立てているといった報告を各団体からもらうなど、管理はできるのでしょうか。

また、まちとして、各種スポーツ団体や小中学校保護者に対し、猛暑対策や熱中症対策の要望や支援などの聞き取り調査というのは実施しているのでしょうか。

要望が上がるのを待っているだけでなく、公共の体育施設において最高気温が35度超えを予測される日には、甲子園のクーリングタイムのような体を冷やすエアコンの効いたスペースを用意するなど、行政側から提案できることもあるのではないかと思います。見解を伺います。

○議長（酒井圭治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 熱中症対策においては、スポーツ少年団をはじめ、各種団体に対し、スポーツ庁より送付されるスポーツ活動における熱中症事故の防止、スポーツ活動中の熱中症予防の啓発資料等を、指導者や代表者に通知して注意喚起を行っております。

また、福井県内において熱中症特別警戒アラートが発令された場合は、活動の場所や種類にかかわらず、町内全てのスポーツ施設の利用を中止することとしております。

施設利用時の熱中症対策については、基本、イベントの運営者やスポーツ団体の指導者等の責任において、適切な水分補給や定期的な休養を取るなど、熱中症事故防止のための適切な措置を取って実施いただくことが重要だと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に、この10年前と5年前とでは基準が変わってしまって、今、おっしゃられたこの暑さの対策は、もう全国基準の中で、ある程度この温度になったらもう使えないとか、そういった基準の中で進めております。

保護者の皆さんも、いろいろな方々も、暑さに対しての怖さ、これはもう十分認識をいただいている中で、例えば学校活動や部活動活動、こういったときには、数年前から塩タブレットを暑くなるときには授業中に配るとか、そういった対応をしていますし、いよいよこの温度がもう本当に上がってきていますので、これまでですと、暑いときは体育の授業は控えて、例えば保健の授業をしようとか、そういうのがありましたが、暑さ、また、今回の災害の避難所、こういったのも鑑みまして、町としましては、7月議会で皆様にもちょっとお諮りさせていただきました、全ての小中学校に今エアコンを入れる調査費、これも、もう発注は済んでちょっと早急に、急いでやっていきたいという思いがあります。

また、このエアコンにつきましては、合併特例債を使うことができますので、その期間に合わせて、ちょっと議会にも説明をしながら進めていきますが、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

そういった中で、やっぱりハード面・ソフト面、そして、各皆さんのそういった子供に対する思いというか、こういったことも、やっぱりしっかり進めていかなければと思っておりますし、現に進めていっております。

○議長（酒井圭治君） 楠君。

○13番(楠 圭介君) ありがとうございます。何かちょっと事が起きてしまった後ではもう遅いので、できる限りの早い対策をよろしくお願いします。

では、二つ目の質問です。

現在、部活動の地域移行が進められる中、先日の全員協議会にて進捗報告があり、段階的にクラブ化へ進んでいくと思いますが、もし、万が一熱中症などにより、部活動の帰り道に死亡事故が発生した場合には、責任の所在というのはどこにあるのでしょうか。

スポーツ庁のホームページでは、事故が発生した場合、民事責任や刑事責任を指導者などの個人、または法人が問われることになると記載があります。そのあたりのリスク管理は指導者に十分行われているのでしょうか。

○議長(酒井圭治君) 学校教育課長。

○学校教育課長(山口健二君) 学校の部活動は学校の管理下にあるため、事故、けが、トラブル等は学校が対応しますが、休日の地域クラブ活動については、学校の管理下から外れるため、部活動の地域移行準備会においても課題とされています。

また、先日の全員協議会でもご説明いたしましたが、練習会場の確保や送迎、また、施設利用の調整、学校行事との連携といった課題も準備会で話し合われています。

今後、地域クラブとしての活動が本格化する中で、指導者だけではなく、保護者や地域の方々の協力が不可欠となってまいります。既存のスポーツ少年団と同様に、地域クラブ活動においても、保護者会の設立などを通じて保護者の協力を頂き、部活動と地域クラブ活動の双方の活動を踏まえ、支援を検討してまいります。

また、子供たちの安全を最優先に考え、学校、外部指導者、保護者、地域が連携して、円滑な地域移行が進むよう、準備会で協議を進めているところでございます。

○議長(酒井圭治君) 楠君。

○13番(楠 圭介君) ありがとうございます。

最近、もうやっぱり学校でもエアコンがついていますし、今の子どもたちというのは、やっぱり暑さに弱いというか、僕らの子供のときに比べると。なかなか体がつからって言える子は言えると思うのですが、言えない子は言えないと思いますので、保護者の方への聞き取り等も十分しながら進めていっていただきたい

と思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） その点につきましては、やはり子供たちの環境、これを指導者とか保護者とか、もちろんいろんな団体が、やっぱりこの時間はやめておこう、時間をずらすとか、この時間はやっぱりちょっと暑いから、無理はさせないでおこうって、万が一甲子園とかそういった大会のようなときには、じゃあ、どういった万全の体制をして臨むかっていうのが大切になってくるのかなと思います。本当にこれは5年前、10年前の感覚で進めるのではなしに、おっしゃられたとおり、指導者とか保護者の皆さんには、先ほどのスポーツ庁から出ているマニュアル、こういったものをしっかり熟読、また、私たちも一緒に共有しながら進めていくということが大事で、やめる勇気とか、ずらす勇気、やっぱりここが大切かなと思っております。

○議長（酒井圭治君） 楠君。

○13番（楠圭介君） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

三つ目の質問です。

子供たちにとって夏休みの楽しみの一つである学校のプール開放ですが、近年は猛暑により開放できていないことが多いと思います。

今年の夏休みは何回を予定していて、実際は何回、開放できたのか。5年前、10年前、15年前と比べ、開放できた回数の比較なども、できたら教えてほしいと思います。

そして、共働き率全国トップの福井県において、保護者の協力ありきである学校のプール開放は、時代には合っていないような気もしますが、今後の見通しなども教えてください。

また、夏休み期間中の子供たちの交流の場について、これまでどおりのことを継続することが難しいのであれば、別の何かの検討はあるのでしょうか。

学校教育における不登校児の増加や社会人の引きこもり、ニートの増加は、やはりインターネットの普及により、対面でのコミュニケーションを苦手とする人が増えたことも要因の一つであると思います。

少子高齢化の影響で、子供会などの行事が事実上廃止になっている集落や、新型コロナウイルス流行後には、地域や集落、学校の行事の簡素化が進み、もう元には戻りそうにもないとも聞いています。

対面での人と人との交流の場をどうにか守ってほしいと願いますが、本町の考えを教えてください。

○議長（酒井圭治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 今年度の学校プール開放は、町内6つの小学校において15日開放を予定していましたが、熱中症警戒アラートでの中止が6日、雷注意報による中止が2日、開放できた日数は7日となりました。

過年度の実績ですが、気温や暑さ指数によるプール開放の中止の判断を始めたのは平成30年度からであり、平成30年度では、予定開放19日に対し、解放日は13日、猛暑による中止は6日でした。

令和元年度は、予定開放20日に対し、開放日数は7日で、猛暑による中止が11日、天候不良による中止は2日でした。

令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス蔓延により、開放を中止しておりました。

5類に移行した令和5年度では、予定開放18日に対し、解放日は6日、猛暑による中止は12日となりました。

それ以前につきましては、気温による判断基準はなく、雨天による中止のみでありました。

このプール開放の中止においては、子供の安全を守るための措置であることをご理解いただきたいと思います。町としましても、令和元年度までは、午後1時から午後3時までの開放でしたが、コロナ禍後再開して、昨年度は午前10時から、本年度は午前9時30分からの2時間と、開始時間を早めて実施しておりますが、実施回数が少ない状況でございます。

近年の災害的な猛暑により、開放日数も激減しております。この結果を踏まえて、学校や保護者会と今後の在り方について意見交換を行う予定です。

対面での交流についてですが、少子高齢化に伴う人口減少、コロナ禍により、社会の状況が変化しておりますが、公民館の児童クラブと連携した体験教室やスポーツ少年団での活動、また、NPO法人などが新しい活動をされております。その他行事につきましても例年どおり行われ、内容も充実したものが開催されております。

また、先ほど町長も触れられましたが、避難所となっている学校体育館も、エアコン設備の整備の基礎調査を進めていますが、整備後は屋内施設の夏季における利用も考えていきたいと思っております。

これまでの活動の継続、新しい活動との連携等でいろいろな方法を検討し、人が集う交流の場を設けていきたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今までやっぱり、いろいろなのが、時代の流れの中で変わっていった。ただ、今、新しい流れも生まれておまして、NPO法人さんによるこども食堂や、学習支援などの対面での交流というの、この夏休み期間中、暑い時期でも、新しい動きとして出てきております。プールも大切な交流の場ではありますが、それ以外にも、いろいろそういう場ができてきているということもご理解いただけたらなと思います。

○議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 夏休み期間中の子供たちの交流の場について申し上げます。

夏休み期間中も、各児童クラブにおいては、登録のある小学1年生から6年生までの子供、現在、359人を朝から夕方まで受入れをしております。規則正しい生活リズムの中で、異年齢の子供たち同士が宿題をしたり、一緒に遊んだりする交流の場になっております。

各児童館も、居場所づくりとして職員が在籍し、受入れ体制を整えております。

先ほども触れられましたが、また、NPO法人等の活動の中でも、こども食堂や学習支援などの活動をされており、夏休みやイベントのときには110名ほどの子供たちが、高齢者や地域の方々と一緒に交流を楽しんでおります。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。

全国的にいろんな事例を見ても、いろんなことをやり始めている県や地域が多くて、失敗するというか、うまくいかないことっていうのもこれから出てくると思うのですが、そこは子供たちのためを思って、果敢にチャレンジしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

では、四つ目の質問に移ります。

今後、ますます気温が上昇するようなことになると、屋外スポーツに関しては、活動時間を朝か夕方へ移行してもらえないのが現実的な見方ではないでしょうか。

町内では、y o u m eパークの照明LED化工事が今後、控えていますが、公

式競技を行うための明るさの基準はどれくらい満たしているのでしょうか。

明るさの基準はJ I S規格で定められており、例えば野球場では、内野1, 000ルクス、外野756ルクスが公式戦を行うための基準となり、プロ野球で使用する球場では、基準の倍近い明るさを設定しています。

競技を行うに当たり、技術的にある一定のレベルにある大人と違って、身体的にも技術的にも発展途上である子供が、今後使用するかもしれないことを考慮すると、基準ぎりぎりの明るさでは危険かもしれないと思われませんが、永平寺町における公共の体育施設の現状を教えてください。

○議長（酒井圭治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 町内で照明設備のある屋外運動場は、松岡総合運動公園のほか、緑の村グラウンド、上志比グラウンドでございます。

松岡総合運動公園については、今年度、4灯あるうちの2灯を改修させていただきます。この改修は、スポーツ振興くじの助成を受けて行うもので、一般競技向けの照度の基準で改修を実施します。

松岡総合運動公園、緑の村グラウンド、上志比グラウンドは、一般競技の野球の練習試合や練習等で使用する分には、内野の照度は十分で、外野では多少、暗さを感じますが、学童での使用であれば、十分な明るさは確保できていると思っております。

令和7年度以降、松岡総合運動公園の残り2灯の改修を予定していますが、残る施設におきましても、使用実態に合わせ、補助金等を活用しながら改修を考えているところです。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） これは何か明るさの数字的根拠みたいな、そういうものは、測ったことはないですか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これはやっぱり補助事業でありますので、明るさの基準、やっぱりここはしっかり達成しないと、補助対象にはなりません。

そういった点で、公共施設をやるときには、その基準をちゃんと超えるような対応をしていますので、その点は大丈夫かなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（酒井圭治君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） 分かりました。ありがとうございます。

では、五つ目の質問に移ります。

公立小中学校体育館の冷房設置を巡り、地方と都会で格差が生まれています。

2022年9月の数字であります。設置率は全国平均で11.9%、島根県が1.4%、鳥取県2.0%など、35道府県は設置率が5%以下となる一方、東京都は82.1%と突出しております。

熱中症対策に加え、災害時に避難所として役割を果たすだけに、早急な対応が求められますが、県内他市町の状況と、先ほど町長の答弁にもありましたように、本町での検討はということをお願いします。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 県の調査によりますと、福井県の体育館の空調設備の設置率は、6月現在で1.5%です。

本町は7月議会において、体育館の空調設備導入に向けた基礎調査業務の委託料を補正させていただきましたので、今現在、発注に向けて進めております。それを基に空調設備の整備計画などを検討しまして、実施設計業務を行った後、令和7年から8年の空調設備工事に向け、小中学校の体育館空調設備の100%設置を目指して、しっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 県内市町の状況ですが、今、うちより前に、福井市さんと南越前町さん、そして坂井市さんが、福井市は小学校、坂井市は中学校、南越前町は全部、そして、7月に町債、これはもう全校を対象に出させていただきました。

その後、今、敦賀市さん、鯖江市さん、ちょっと抜けていると申し訳ないのですが、どちらかという、やっぱり小中学校にはエアコンを導入していく、そういった県内の流れが出てきているのかなと思います。

永平寺町では、先ほど申し上げました合併特例債があと1年ありますので、今、調査の結果を見て、そして、来年1年度で1年間、もしくは繰越しをかけて、その調査結果次第ですが、そこで取り組んでいきたいと、今、思っております。

○議長（酒井圭治君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） これはちょっと通告にない質問なのですが、エアコンが導入された後って、社会活動というか、子供の習い事とか、大人の運動時にも使わせてもらえるのですかね。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これについては、まず、これはほかの市町の事例、県外、いろいろちょっと見させていただいているのですが、あるところでは、夏の暑いときと災害のときにしか使わせないっていう自治体もあるようです。

ただ、今、まちとしましては、どれぐらいランニングがかかるか、電気代とか、そういったものがかかるかとか、冷暖房の中で、じゃあ、暖房は使わないけど、冬は使おうかとか、そういったことをやっぱりちょっと1回、調査結果を見させていただいて使っていきたいなと思います。

やっぱり、せっかく入れた以上は、皆さん、使いたいと思いますし、例えば、これから保護者の皆さんと、プール学習については7日、実はプールって、物すごく結構コストが掛かります、今、指導者の方に入らせていただいて、大体2人ずつ来ていただいております。

全ての学校で、当初予算で600万円弱ぐらい持たせていただいて、先ほどありました7日間程度の開放になりますが、大体、段取りもありますので、400万円ちょっと以上のコストが、見守りをしていただける警備会社にお支払いしているのだったら、それだけあります。

そういったことで、じゃあ、これも保護者の皆さんとしっかりお話をさせていただきたいと思うのですが、じゃあ、7日間プールを開放するのがいいのか、もう体育館を夏休みは開放して、そこで、快適なところで遊んでもらうのがいいのかとか、こういったことも、教育委員会の皆さんとか、いろいろな方々とお話をさせていただきたいなと思います。

本当にコストの面、こういったことも大事ですが、やっぱり命を最優先に考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 楠君。

○13番（楠 圭介君） ありがとうございます。

保護者の方の要望等、本当に相談しながら、しっかり進めていただきたいなと思います。よろしく願います。

では、最後の質問になります。

子供の野球やソフトボール、高齢者の方のゲートボールなどで使用頻度が高い上志比地区のニンキー体育館ですが、扇風機の設置はあるものの、現在、空調設備はありません。エアコンを設置してほしいとの要望は出ていないのでしょうか。また、飲物を買える自動販売機の設置を望む声などはないのでしょうか、お願い

します。

○議長（酒井圭治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 現在のところ、施設へのエアコン設置についての要望は受けておりません。

当施設には会議室があり、クーラーも設置されておりますので、体調が悪くなった場合など、そちらのほうでお休みいただけるかなと思っております。

グラウンドにつきましては、全面人工芝に張り替えさせてもらっておりますので、砂ぼこりの心配がないため、今年度、熱中症対策として、業務用扇風機を4台、設置させていただきました。

また、自動販売機につきましては、ニンキー体育館のリニューアル当時は設置しておりました。しかしながら、販売数が少なく、設置業者が撤退している状況でございます。

現在、利用者も増えております。事業者へ再度提案したいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） このエアコンの設置の考え方の一つが、避難所にやっぱり設定されているかどうかというの、一つ大きな要因になってくるかなと思います。

まず、今、学校は避難所に設定されているのと、子供たちが使うということで、先にさせていただいて、その次、これの整備が終わった後に、じゃあ、次はどこの体育館をするかってなったときには、やっぱり避難施設に指定されているところからやっていくのかなと思います。

ここも、今、人工芝にしまして、1.6倍、さらに去年のまた1.6倍と、ずっと倍、倍、倍、倍っていうか、1.6倍、1.6倍でずっと増えていって、本当に利用者も多くなっていますので、今、取りあえず、扇風機は置かせていただいておりますが、また違った視点で、あまりにもちょっと多くなる、そうなった場合は、またちょっと検討することもあるかと思いますが、基本的には、やっぱり避難所を先に整備させていただきたいという思いがありますので、よろしくお願いたします。

○議長（酒井圭治君） 楠君。

○13番（楠圭介君） 以上で、今回の質問は終わります。

予算も青天井ではないので、一気に何もかもというのはできないとは思いますが、本当に住民の方の要望とか意見を聞きながら、1年に1個ずつでもいいので、少

しずつ対策を取っていただけるとありがたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長（酒井圭治君） 次に、5番、清水紀人君の質問を許します。

5番、清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 5番、清水紀人です。よろしく申し上げます。

今回の一般質問は、学校給食、議員視察で感じたことと、町内での雇用拡大やサポートについてお聞きします。

また、過去の一般質問を振り返り、要点以外のことも多く発言していたことに気づきました。ユーチューブでの配信もあり、今回は簡潔に質問できるよう努力いたします。

早速、町は常に調理員さんの募集をしています。学校給食の現場において、慢性的な調理員不足の現状で支障はないか。そして、現運営で逼迫度はどの程度のものかお聞きします。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 9月現在では2名、調理員は欠員となっております。

今のところ、安定して給食の提供はできております。しかし、人員不足がさらに続きますと、1人当たりの作業量が増え、給食提供に影響が出る可能性もあります。

また、休暇を取る際には、他校の応援を要請して、調理員同士で助け合いながら運営している状況でございます。

人員不足が続くことで応援が出しづらくなり、結果として休暇が取りづらいケースも出てきます。

以上のことから、逼迫とまでは行かないものの、余裕を持った運営という点においては課題があると認識しております。

今後もハローワーク、広報誌の募集に加え、保護者へのチラシ配布、また、給食調理運営の状況も鑑みて、人材派遣会社の委託も考えながら、安定した給食が提供できるよう努めてまいります。

○議長（酒井圭治君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 幼稚園・幼稚園におきましては、園児数や食物アレルギー除去食数などを考慮した調理員の配置を行っております。

年度当初は適正人数を確保しておりましたが、現在は自己都合により退職した会計年度任用職員もおり、ハローワークのほうで求人募集をかけているところで

す。

適正人数となるまでの間は、献立の見直しや、園長または栄養士が調理応援に入るなどの体制を取っております。

現場が逼迫しないよう、また、安全で安心な給食を提供できるように努めております。

○議長（酒井圭治君） 5番、清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 今、2名不足ということでしたが、2名不足でも一応、逼迫度はあまりないと。ただ、安定化を図るためには、2名いて、少し余裕を持った運営が必要ということの認識でよろしかったでしょうか。

では、今後も安定した運営ができるよう、雇用やそういった募集も力を入れていってほしいなと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 逼迫といいますか、いろいろぎりぎりの人数、もしくは若干足りない人数で運営をしておりますと、やっぱり突発的に、今日ちょっと熱が出たから休みたいとか、いろいろなときの対応がやっぱり厳しいときがあります。

例えば、今、夏休みとか、そういう休みですと、学校の調理員さんは休みですので、幼稚園のほうに行ってもらう、数年前までは、幼稚園は幼稚園、学校は学校の調理員と分けていた時代もあったのですが、今は雇用とか、そういったことも一緒にしようということを進めております。

ただ、急なとき、こういったときに、例えば園長がお手伝いに入るとか、そういったときもあります。それがいいことか悪いことかといいますと、やっぱり園長は全体を見回して、安心・安全に進行できているかというのが大事だということもありますので、そういった点で、今、ここについては、やっぱりかつかつでやっているなと思います。

じゃあ、一方、もっと雇用したらいいのではないかという声もあると思いますが、これについても、なかなかご存じのとおり、募集しても来ていただけないというのもあります。

それと、じゃあ、正職をもっと割合を増やしたらいいのではないかというお話にもなるかもしれません。実は、私が就任したときには、各園には正職がいない時代がありました。全部、会計年度任用職員で、そこを全部やっている時代があったのですが、これは駄目だろうということで、しっかり正職の人を1人置いて、もしくは、大きいところは2人、3人と置いて、今、やっております。

じゃあ、全部正職にしたらというお話もありますが、これは何度も議会のほうでもお話ししております、永平寺町は公務員の数が、福井県で人口の当たり一番多いまちとなっております。

ただ、これはなぜかといいますと、町が消防、また、幼稚・幼稚園、そして調理員、いろいろなことを直営でやっていますので、そういった点で、どうしても経常経費というのはやっぱり高くなってきてしまう。

一方、じゃあ、事務職、私たちがいるこの事務職は、実は福井県でも下から数えた、1番・2番に、町民当たり少ない職員数となっております。

どちらかという、永平寺町はこれまで現場にどんどん職員を公立でという形でやってきて、この事務畑は、どちらかという、少ない人数でよく効率を求めながら、大変ではありますが、やってきているのも現状です。

ただ、一方、この少子高齢化とか人手不足、これはもうやはり一過性のものではなしに、これからどういうふうに構造改革しながら進めていくかというのが、今、課題になっておりまして、そういった点で、まちもこの給食センター、もしくは自校方式、給食の在り方について提案をさせていただきました。

そういったところを、私もほかの市町はどうしているのかなという思いで、よその市町へ視察に行かせていただいて、議員の皆さんも一緒に来ていただきました。

私も、やっぱり自校方式をやっぱりしっかりしていかなければいけないなという思いだったのですが、改めてよその市町の取組を見ますと、本当にいいところもたくさんあるなということがあります。

こういった課題解決の中で、やっぱりしっかりと進めていく、また、次の世代に残すために、今、何をしなければいけないかということ、私たち政治家が示していくことも大事かなと思いますので、そういった点で、今、給食については、在り方について、いろいろな皆さんのご意見をお聞かせいただきながら、進めようとしているところです。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） ありがとうございます。やはり学校給食というのは、安定が大事だと思います。人員不足でその場のぎ・その日しのぎで間違いなどがあってはいけないもので、ゆとりを持って運営のほうをよろしく願います。

次に、議員研修で、小学校の新築校で自校方式を取り入れ、給食を提供している給食室を見学させていただきました。

学校給食のスペースも広く、設備も充実し、給食の衛生管理はハサップの考えに基づく考えを取り入れた立派なものでした。

ただ、永平寺町の各小中学校で基準を満たした自校方式を採用するのは現実的に厳しいのではないかと感じましたが、担当課のご意見をお聞かせください。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 7月1日に、新潟県の五泉市での行政視察に、議会と一緒に同行させていただきました。

視察した愛宕小学校は、新しく二つの小学校を統合してできた、児童数が191名の学校でした。

給食運営については自校方式を取り入れておまして、給食室も、現在の学校給食衛生管理基準及びハサップの基準に基づいてつくられていました。

また、汚染区域・非汚染区域など、部屋ごとに区分されまして、給食室の面積は342平米と非常に広くつくられていました。

現在、永平寺町内の小中学校の給食室の面積は、児童生徒数が多い松岡小学校で154平米、松岡中学校では133平米となっております。ほかの小中学校においても、学校給食衛生管理基準及びハサップの基準に基づいて改修を行う場合、現在の給食室の倍以上の施設面積が必要となります。そのため、各学校の給食室の増築や別棟での建築が求められることになりまして、費用面でも敷地の面でも、物理的に非常に厳しいものと考えられます。

今後も他市町の給食運営状況や自校方式及びセンター方式のそれぞれのメリット・デメリットを整理した上で、調理員の人材不足問題等も含め、学校や調理員、保護者などのご意見を伺いながら取り組んでまいります。

また、視察されました議会からのご意見も賜りたく、建設的な場を設定いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 人口減少社会、調理員不足、ハサップの対応の現状の中で、給食の在り方については時間もかかることですし、早急に検討を進めるべきではないかと感じます。

老朽化という問題もあります。今後、進めていく中で、スケジュール等がありましたらお聞かせください。

○議長（酒井圭治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 今、先月ですと、三国の給食センターをちょっと拝

見させていただきました。

今後の予定としましては、福井市のところで自校方式で改築をする予定の小学校がありますので、そちらのほうに視察に伺おうかなという予定をしております。

また、今後の予定については、詳細なことはまだちょっと申し上げることはできませんが、また議会のほうにもご報告させていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 一度、皆さんにあわらの給食センターの映像と永平寺町内の給食室の映像をご覧いただいたことがあると思います。あれは、やっぱり給食室でなかなか視察が衛生上、できないので、映像で撮らせていただきました。

実は、この映像はもう今、教育委員の皆さんとか、いろいろ教育関係者の皆さんにご覧いただいて、今、意見をいただこうとしています。

次に、PTAの皆さん、これは、それだけでやっぱり集まっていただくのは申し訳ないので、例えば総会などで、そういったときにこういった映像を見ていただいて、今のまちの現状とよその取組といいますか、こういったことをやっぱりしっかりやっていけばいいなと思います。

ただ、総会の中では、議員の皆さんが視察いただいた自校方式の取組、これもまた、私たちも一緒に行かせていただいておりますので、こういったことも、また保護者の皆さんに伝えていければいいかなと思います。

ただ、今ほどありましたとおり、建設的な議論が、やっぱり求められるなと思います。各小中学校、自校方式でやる場合は、面積を倍にしなければいけない。それは、視察に行かれたところと比べた話で、じゃあ、それができないのであれば、最先端のいろんな技術を入れなければいけないのかとか、それができるのかどうかとか、衛生管理は大丈夫かとか、アレルギー管理は大丈夫かとか、また、地産地消であったり、先ほどの雇用であったり、いろいろな面で、やっぱりこれは議員がおっしゃるとおり、しっかり皆さんの意見を聞きながら進めていく大事な案件かなと思います。この給食の在り方については、やっぱりいろんな方々の意見を聞きながら進めていきたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 今、町長が言われたとおり、いろんな情報を開示してもらって、PTAの方であったり、総会のときに、いろんな現状をお伝え願って、またそこで判断していただいたり、ただ、給食の在り方については、先ほども言いま

したが、時間もかかりますので、早急にそういった資料等を作って、ちょっとそういったPTAや総会などで説明などをしていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

前の総務産業建設常任委員会で、移住定住者の方との意見交換会がありました。その中で、永平寺町を選んだ理由として特に印象的だったのは、豊かな自然環境、農業と仕事の両立が可能な点、移住サポーターによる孤独を防ぐ支援、えい住課の真摯な支援や対応、役場窓口の丁寧な対応、そして、近隣市町へのアクセスのよさなどが挙げられました。

しかし、幾つかの課題も指摘されました。

職種にもよりますが、町内で働く場が限られていることや、町内での買物、消費は近隣市町で行うことが一般的になっているのではないかという点。福井市以外の市町では、永平寺も同じ状況だと思います。福井市に行っているいろんな物を買うというのが、皆さん、多いのかなと思います。

しかし、永平寺町のため、永平寺町民のためにも、働く場やお店の増加、事業者の継続は重要な課題だと思っております。

えい住課は、空き家問題や移住定住で成果を上げていますが、並行して取り組む課題として、町内企業の存在も定住の優先事項となると思います。企業誘致などを含め、雇用促進や雇用拡大、可能性のある取組や現状を教えてください、お願いします。

○議長（酒井圭治君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） まず、永平寺町の雇用の状況についてですが、永平寺町民で就業している方は9,955人、そのうち町内で就職している方が3,899人となっており、差引き約6,000人が町外へ働きに行く現状がございます。また、永平寺町内を働く場としている方は、先ほどの3,899人を合わせて7,840人となっております。

令和元年からこれまでに、町の企業誘致促進条例に基づき進出した企業は、石田屋仁左衛門株式会社、ビーイングホールディングス、シンフォニー吉田酒造株式会社となっております。

石田屋仁左衛門株式会社は、本社、ESHIKOTOと合わせて57人、ビーイングホールディングスは115人、シンフォニー吉田酒造は19人を雇用し、3社合わせて191人が町内を働く場としております。

191人という数値は、町内で働く方全体7,840人の約2.4%、これは

町内従業者の約40人に1人が企業誘致を受けた企業で働いていることとなります。

また、永平寺町商工会でも、町補助事業を活用し、令和2年度から創業塾や事業継承セミナーの開催によって町内商工業者の育成を図っており、近年は商工会の会員数も、廃業等による脱退数よりも創業や転入による加入者が多く、会員数の増加傾向となっております。

働く場の増加によって、昼食などで利用する町内飲食店・小売店は混雑している状況にあります。働き手の増加によって、そうした需要を満たすため、飲食店・小売店の出店希望が現実には寄せられており、土地利用規制の相談を受け付けているほか、実際に進出された菓子店、飲食店もございます。

さらに、新たに町内に進出を計画している大手企業もあり、雇用の拡大が雇用を呼ぶ、よい状況ができつつあります。

引き続き、この状況を持続させるために、規制緩和されました都市計画法の開発許可制度の活用と地域未来投資促進法の重点促進区域の拡大の検討を進め、町内雇用・町内経済の活性化に向け、全力を挙げていきたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） ありがとうございます。企業誘致は一定の成果があり、町の雇用にも役立っているということでした。

今、志比北地区というのは、新しい施設、道路を通りますと、建設中のものが何棟かあるようですが、景観もいいですし、あそこに建物がいっぱい、今、建設中ですが、それを見ると、期待も膨らむという思いはあります。

今ある資源を生かしたまちづくりや企業価値を高める計画を今後もよろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まちが、これまでいろいろ、投資であったり、企業誘致の計画の改定であったり、これは本当に何度も申し上げていますが、やっぱり民間の投資を呼び込むためにどうしたらいいか。そして、民間の投資を呼び込むための投資をして、そして成果といいますか、それについては、その民間の方がさらに投資をするなどして、そこに新たな投資が生まれてくる。それは門前の開発にしても、地域未来投資促進法、うちが設定したのにしても、今、計画をいろいろ見直してやっています。

ただ、ここで根本的に、何が大事なかなというこの質問で考えている中で、やっ

ぱり職員のスキルアップといえますか、実は、これまでは市街化調整区域ですので、実はもう職員自体が諦めていた。もう永平寺町では、もう何もできないから、もう起業は無理ですって諦めていたのですが、やっぱりこの数年の間に、いろいろな事例であったり、いろいろな対応であったり、いろいろな相談事を受け入れることによって、職員が本当にスキルアップして、また、いろいろな方々から相談を受けて、もう親身になって答えて、そして、何とかこの永平寺町で起業をしてほしいという、そういった役場の中での土壌ができているのが、物すごく僕は大きいなと思っておりまして、本当にいろんな方々とお話を聞くと、永平寺町の職員の、例えば不動産であったり、土地の利用の仕方などそういったのがやっぱりすごいなと。

これもやっぱり今、福井県との連携の中で、この点も県からも課長が来ていただいてることによって、職員のスキルも上がっていく。そのことによって、今度は関係団体の皆さんとも建設的な議論をしながら、じゃあ、どう進めていこうかという、そういった中で、永平寺町では、いろんな方々が話をすれば耳を傾けて真剣に考えてくれる。ただ、できる・できないというのは、やっぱり法律がいろいろありますので、そういった中で今、いろいろな投資が生まれるまちになってきたなと思っておりますので、また、引き続き、いろいろな事例、こういうのは本当にありますが、公平性をしっかり確保しながら進めていきたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） 私も取組支援も含めて、一步一步着実に、事業とか計画が動いているなというか、進んでいるなという感想を持ちます。

今後も引き続き、町のためにも、町民の皆さんのためにも、一步一步着実に進んでいってほしいと思います。よろしくお願いします。

次に、先ほど、吉田酒造というお話も出ましたが、吉田酒造と取り組む永平寺テロワールは大きな成果を上げ、地元の方の雇用にもつながっていると聞きます。現状の広がりをお話してください。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 今、えい住支援課が申し上げましたが、まず、今、シンフォニー吉田酒造の新規創業によって19人ということで、新規雇用が生まれております。今、永平寺テロワールにおきましては、今年度、農林課のほうで協議会を立ち上げて、今後ますます拡大をしていく予定でございまして、永平寺

テロワール事業が本格的に稼働し、酒米を核としたビジネス体制が整う中で、さらなる雇用促進につながっていくと考えております。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） これも町にとっては、物すごくいい事業だと思っております。新たな市場や需要、構想の取組に、こちらも期待が膨らむところであります。

今後も多くの方が関われるよう、必要なサポートというの、今後、よろしく願いいたします。

先ほど、冒頭で移住定住の方が、農業と、ちょっと希望等、内容は違うのですが、農業と仕事の両立が可能な点というところで永平寺を選ばれる方もおります。そういった今ある農業等を大事にしていって、それがまた永平寺の評判を上げ、そこで農業をしたいという方にもつながっていければなと思っております。

次に、雇用の確保や雇用増を図るため、町内企業が継続できるサポートや雇用促進が見込めるサポート、創業塾など、現状の企画について教えてください。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） まず、福井公共職業安定所による数値から、永平寺町内事業所の求人の数は、毎月200人強を継続しているような状況となっております。

平成30年、31年頃は200人を切っていた状況を見ますと、本町における人手不足が数値から明らかになっている状況でございます。

永平寺町としましては、福井労働局と雇用対策協定を結び、ハローワークの開拓支援による企業の意向に沿った人材確保のマッチングや、ハローワーク福井で毎月開催しているミニ面接会への参加促進などの事業を継続して実施しているところでございます。

また、永平寺町商工会では、動画やSNSを活用した採用活動を行うためのセミナーの開催や、専門家による動画作成支援も行うなどで、県の定住交流課による就職情報サイト291JOBSや、福井新聞社が行っておりますステップングという就職サイト——専用のサイトです、によりまして、学生向けや転職の方々を応援するサイトを活用した町内事業者への動画掲載支援も行っているような状況でございます。

起業塾などの現状、企画でございますけれども、永平寺町商工会が主体的に行います創業支援・事業承継サポート雇用対策事業におきましても、事業費の2分の1を町が支援補助を行っておりますけれども、今年は11月1日に若手人材の

採用と定着のために学ぶセミナーを開催すると聞いております。

少子化で人手不足・人材難が加速している昨今におきまして、雇用確保後の定着も事業所にとって大きな課題です。まち独自の中小企業融資制度によります利子補給・保証料補給制度で安定的な経営基盤のサポートは引き続き行いながら、ハローワークや商工会と連携して、町内事業者の実情の把握を行いながら、雇用の確保に向けて施策を検討してまいりたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） 清水紀人君。

○5番（清水紀人君） いろいろ支援・サポート等が行われていると思いますが、ある会計事務所の統計では、人手不足、後継者がいないという理由で倒産や廃業するという事業者も増えていると書かれていました。これは全国的にも当たり前の現状だと思っております。

創業塾など、新しい目線から、成功している目線から事業者等を支援するというサポート体制もありますし、これは県の事業ですけれども、ふくい企業価値共創ラボというのが、福井県立大学と福井銀行や、コンソーシアムというところが、福井県もですが、一緒になっているところがあります。これ、永平寺町で1社、扱われているのですけれども、都会からといいますか、業界の大手を退職された方などが永平寺の企業に入ってもらって、いろんな支援やノウハウ、そういったものを一緒にやっていくというものであります。

そういった新しい試み等もありまして、これも全国でいろんなパターンで行われているのもあります。やはり成功しているというところに来てもらって、講座を行ってもらうとか、そこから学生や、新しい目線から町内企業を見ていただいて、それを支援につなげていくという方法もありますので、今後とも事業者の魅力が高められる支援といいますか、サポートをよろしく願いいたします。

これで終わりたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩いたします。

（午前10時01分 休憩）

（午前10時10分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、3番、川崎君の質問を許します。

川崎君。

○3番（川崎直文君） 今回の質問は、一つ、永平寺町農業基本計画の改定について

ということです。

この基本計画の改定については、ちょうど1年前の、昨年9月に、私、一般質問でその状況を確認させていただいております。

永平寺町の農業基本計画、これは三つ、捉えております。食料、それから農業、それから農村、この振興施策の総合的かつ計画的な推進を図る指針として策定されております。

今あるこの永平寺町の農業基本計画、この計画期間が2019年の4月から2024年の3月——今年の3月ということです。既にその期間が過ぎております。

先ほど言いましたように、1年前の9月に、この改定について確認をした答弁の中で、福井県の農業基本計画との整合性を図る観点から、令和5年度中の策定を考えておりましたが、1年延期したいということでした。

1年延期された永平寺町農業基本計画の改定の状況について確認させていただきたいと思います。

福井県の農業基本計画、これと整合性を取るということですが、県の農業基本計画は、本年の3月に策定されております。福井県農業基本計画との整合性を図り、策定が進められていることと思います。永平寺町農業基本計画の改定の状況は、どのような改定のプロセスになっているのか確認したいと思います。

それと、もう一つ、昨年9月の確認のところで、この改定のプロセスの中で、中間の取りまとめを省略したいと、基本計画を改定しているのですけれども、途中の中間の取りまとめを省略しますということです。やはり福井県の農業基本計画との整合性、どのような項目で整合性を取ったのかということが大事なところですから、それを確認する意味でも、中間取りまとめは省略せずに実施してはいかかという提案です。

永平寺町農業基本計画の改定の状況、そして中間取りまとめの実施についてお答えください。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 現在の改定状況でございますが、支援計画の最終取りまとめ前の段階でございます。

中間取りまとめにつきましては、現在、地域計画策定に係る座談会を各地区で実施しております、そのときの意見を取りまとめたものを中間取りまとめと行っているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 見直し過程の計画の取りまとめを今、行っているという、そのまとめたものを一度、いろんな関係団体と確認、議会のほうも確認したいところがあるのでないかなと思うのですが、そういった意味での中間取りまとめを確認していくというお考えはないでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 中間取りまとめの後に、10月から12月の間にかけて、地域計画で再度、座談会を行う予定をしております、そのときに出了た最終意見を反映したものを取りまとめて、最終取りまとめとして、新しい農業基本計画等を策定予定でございます。

なお、12月前後ですかね、議会のほうにもご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 今、おっしゃっている地域計画というのは、各集落で行っている地域計画ですよ。地域計画イコール農業基本計画ではないですよ。

基本計画の中のごく一部に地域計画というものが位置づけされるわけですから、各集落で行っている地域計画の下に取りまとめ、その整合性というのを取りますというのは、ちょっといかがなものかなと思います。

私の提案は、なぜ、1年延ばしたのかというのは、県の農業基本計画との整合性ということですよ。それで1年間、延期したわけですよ。しっかり中間の取りまとめで、福井県の農業基本計画のこの部分について、次の質問になりますけれども、この項目について、しっかりと整合性を取りましたというところの確認を取るべきじゃないかなということですよ。

今申し上げましたように、次の質問ですけれどもね、県の農業基本計画と、どの項目でどういう具合に整合性を取ったのかということを確認させていただきます。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 全計画の基本理念、方向性、施策は基本、継承していく考えでございます、新たに“いちほまれ”や農村づくり、永平寺テロワールも関係する農村RMOの件を追加するなど、酒米等について修正を行って、改定を行っていく予定でございます。

県の農業基本計画の三つの柱から成る施策体系につきましては、スマート農業の導入や新たな担い手の育成、儲かる農業、ため池改修など、言い回しが違いますが、しっかりと県の計画とは整合性を取れていきますので、基本、前の計画を

継承していきたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 永平寺町の今ある基本計画の三つの捉え方ですね、これはこのまま続けていくということですね。食料、農業、そして農村という、この三つはしっかり従来どおり据え付けて、その中身の施策について、いろいろと県の基本計画との整合性を取っていくということですね。分かりました。

基本計画、県との整合性はもう終わりましたよね。繰り返しになりますけれども、一度、その中間取りまとめというところをしっかりと提示していただいて、例えば農業委員会でかけるとか、いろんな団体に確認を取ってもらったらいかがなものかなと思います。提案させていただきます。

先ほど、12月に議会のほうに提示されるということでした。永平寺町農業基本計画、1年延長されたわけですがけれども、今後の最終の概要版の作成、それから、広報に掲載するといったところまでのスケジュールを示していただきたいなと思います。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） スケジュールにつきましては、10月に議会及び農業委員会のほうにお知らせをする予定で、1月に計画を取りまとめ、2月にパブリックコメントを行いまして、3月に改定をする予定でございます。

○議長（酒井圭治君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 基本計画に基づいて、いろんな施策が出てきます。その施策というのは、次の年度の具体的な事業、予算項目に計上されるわけですね。そのためには、やはりこのスケジュールを前倒しして、来年度も予算に基本となる計画ですよといったところで、つくり上げなければいけないのではないかなと思います。

現に、今年度のいろんな農業関係の取組については、やはり基本計画にのっとって出てきているわけですから、できるだけ早く計画をまとめて、そして予算に反映する。一方で、パブコメも取っていくといったことを進めていただきたいなと思います。

スケジュールの確認を終わります。

次に、今年度の予算で、米需要調整円滑化推進事業、これはずばり、いちほまれ作付け補助金ということで出ております。

福井県とJA福井県は、令和5年度より永平寺町をいちほまれの里と位置づけ

ということで、この事業説明があります。

それから、もう一つ、予算に計上された事業です。農業振興事務諸経費、永平寺町産いちほまれPR事業補助金ということです。

永平寺町で採りたいちほまれを積極的にPRしましょうという補助金です。

この事業概要の目的に、永平寺町をいちほまれの里として位置付け、推進すると。ブランド力の高いいちほまれの里を形成するとあります。もう既に今年の実業で、いちほまれの里が設定されております。これを先ほど課長から紹介ありましたように、しっかりと次の農業基本計画には位置づけしていただきたいなと思います。このことをどの項目でやるのかということです。

ちなみに、福井県の農業基本計画に、このいちほまれの里というのは、計画の中でどういう位置づけにされているのかということを確認したいと思います。お願いします。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 県の農業基本計画では、稼げる福井の農業の展開の水田農業の施策の中で、競争に勝つ高品質、多種、低コストでの福井の米の生産の中で、いちほまれをフラッグシップに、おいしく、暑さに負けない産地づくりとして位置付けられております。

○議長（酒井圭治君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） 具体的に、永平寺町産いちほまれで、いちほまれの里というところまでの展開は、この基本計画の中ではされてないですね。

その施策の展開の中、実行計画、いろんなどころがあると思いますけども、そこら辺での、永平寺町はいちほまれの里であるといった、しっかりした記述はされていないのでしょうか。

それと、今、紹介ありました福井県の農業基本計画の中で、いちほまれをフラッグシップに、おいしく、暑さに負けない地域づくり、産地づくりと、その下に、新たな販路の開拓ということで、コンビニなどで安定的な供給を確保しましょうという具体的な施策が、この基本計画の中で紹介されています。

その次に、括弧書きで、カントリーエレベーターのコンビニ向け専用化等という記述がありますよね。このカントリーエレベーターの専用化というところが、今回、今年からJAの永平寺支店のカントリーは、いちほまれ、それから、あきさかりでしたっけ、専用ということになりました。

この基本計画のカントリーエレベーターのコンビニ向け専用化っていうところ

が結びつくのかどうかというのは、ちょっと私、計画を確認していた段階でありますので、また確認をしておいていただきたいなと思います。

次に、先ほどから触れています永平寺町農業基本計画、改定されるわけですが、どういった項目でどのような記述で、基本計画の中にいちほまれの里というのが、今、案として持っておられるのかどうか確認します。

そして、基本計画の中にしっかり設定するのですが、大事なものは、それを達成するための施策というのがあるのですが、どういったような施策を考えておられるのか、紹介してください。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） いちほまれの里の位置づけでございますが、計画の中ではブランド化の推進、販路拡大の強化及び特色のある農業の活性化の中で、いちほまれの里の位置づけを行っていきたいと考えております。

施策につきましては、先日の3月9日に、生産者を中心に、J A、県、町で永平寺町いちほまれの里推進協議会を立ち上げてございます。

今後は、推進協議会が、ふくいブランド米推進協議会や、福井地区いちほまれ研究会等、連携を密にしながら、永平寺町のいちほまれの里の産地づくりのために協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） いちほまれの里、これを前面に出して、対外的にもどんどん取り組んでいていただきたいなと思います。

まずは、福井県のいちほまれとして、それと一緒に、いちほまれの里、永平寺町ですよという、この組合せを、これからどんどん展開していていただきたいなと思います。

それで、やはり、いちほまれの里を永平寺町内でどんどん生産を拡大していくわけですが、そういったいちほまれの里というブランドの下で、我々農家・農業者はしっかりつくっていますよということで、非常にこれは大事な取組になると思います。

これが何か途中でだんだん、いちほまれの里がしぼんでしまうと、何のために行ったということですから、これは絶対広げて行って、そのためには、本当にいい品質のいちほまれの里を農業者も作っていくのだということも相まって、いちほまれの里の取組に注力していただきたいし、我々農業者としても取り組んでいかな

ければいけないのではないかなと思います。

その主体となるのがいちほまれの里推進協議会ですね、ここもしっかりと、そこを中心に、そして、県、それからJAと取組を密にして、効率よくやっていかなければいけないのではないかなと思います。よろしく願いしますということで、私の質問を終わります。

○議長（酒井圭治君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） ちょっと取組ですけど、今、7月に、永平寺町の生産者がいちほまれマイスターに認定されました。

町長の開会の挨拶にもございましたが、東京で開催されましたこだわりの米産地説明会において、いちほまれマイスターの方が約40名の関東圏の米の販売会社の方にいちほまれをアピールしております。

そして、8月には、令和6年度のいちほまれ総仕上げ大会で、いちほまれに対する産地の思いをアピールさせていただいております。

それと、永平寺町の特別栽培米のいちほまれでございますが、全国に店舗がある株式会社AKOMEYA TOKYOにて令和5年度に取扱いを開始しまして、ブランド米として大変好評でございまして、今年度は取扱いを増やすこととなっております。

なお、うちのいちほまれでございますが、各地区、全国に35ブランドがあるのですが、トップ5に入るようございまして、引き続き、こういった形も利用しまして、永平寺町産のいちほまれをPRして、いちほまれの里の産地づくりの一つとして、今後、展開していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、永平寺町の農業がちょっと活発に活性化してきておまして、まず、このいちほまれ、今、100ヘクタールをこの町内で今、生産する。そして、先ほど清水議員のほうで出ました福井テロワール、酒蔵さん中心で、地産地消で、これも150ヘクタールを目指して、今、やろう。

また、既存のいろいろな特産品——ニンニク、ピクニックコーン、タマネギ、これも本当に県内外、町内外でも好評でして、農家の皆さんが、なかなか大変なところもあると思いますが、物価高などいろんな中でも、意欲的にいろいろな今、提案をして、また、まちと一緒にやろうという、また、いろんな企業さんとか、そういった方々と一緒にやろうという、そういったうれしい動きが出てきており

ますので、こういった基本計画を基に、皆さんと一緒にこの永平寺町の農業の活性化につなげていきたいと思えます。

○議長（酒井圭治君） 川崎君。

○3番（川崎直文君） どうもありがとうございます。

○議長（酒井圭治君） 次に、8番、清水憲一君の質問を許します。

8番、清水憲一君。

○8番（清水憲一君） いつになく、早く順番が回ってきてしまったのですが、今回、1問だけ質問させていただきます。

本題に入ります前に、一言。

以前、お話しさせていただきましたJ A Fの横断歩道での歩行者優先、止まりましょうっていう啓発活動ですね。私の主観的な見方ではありますが、それなりに浸透しているように見受けられます。

もう最初、広報活動、町の広報誌並びにCMで、どれほどの効果があるのかなと不安はあったのですが、この前も、ちょうど目の前で待っておられる方がいて、ああ、止まらなければいけないと思ったら、1台前の車がずっと止まられたので、ああ、よかったと思って、そういうこともありまして、本町における自動車マナーが一定程度上がってきているのではないかなという具合に思って、引き続き、これをやっていただけたらなと思えます。

そういう自動車つながりということで、今回、一問。

中部縦貫自動車道が、令和8年に、春に全線開通される予定となっておりますが、それに向けた本町のまちづくりをということで質問させていただきます。

当初、令和8年春、中部縦貫道が県内残りの和泉から油坂15.5キロですが、これが開通予定となっておりますと聞いておりましたが、タイムリーというか、これを出した後に、計画が白紙撤回と、工事スケジュールが白紙撤回という情報が入ってきまして、さて、どうしたものかなというところが正直なところでありました。

まず、そこらあたりの情報、ちょっと通告には出してなかったのですが、町のほうでありましたら、そこらのいきさつみたいなのを教えていただけたらありがたいです。

○議長（酒井圭治君） 建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） では、工事の状況について答弁させていただきます。

中部縦貫自動車道は、これまで令和8年春の全線開通に向けて工事が進められ

てきました。ただ、報道でもありましたとおり、九頭竜湖に架ける橋工事において課題があると発表されています。

このことにつきまして、先週9月6日に、第8回中部縦貫自動車道事業費等管理会議の中で、9月3日に開催されました有識者検討会の結果を踏まえ、国土交通省近畿地方整備局から進捗状況及び課題に対する報告がありました。

その有識者検討会からの内容はといいますと、橋周辺の地盤が動いている可能性がありまして、安全施工の観点から、詳細調査を行い、対策の検討により、現設計の見直しが必要との意見でありました。

このような想定外の対応が必要となったため、予定していた開通時期については、今後の工事進捗状況や追加調査、設計見直しの状況を踏まえて工程を精査することになりますので、改めて情報が入り次第、議会にも報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 清水憲一君。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。また進展がありましたら、逐次、報告いただければありがたいです。よろしくお願いします。

そうはいつでも、いずれつながる中部縦貫自動車道ということで、これを見越して、逆に、それまでにいろいろやれるチャンスが、時間が増えたという具合に前向きに捉えて、新たなまちづくりの核として、いろいろ考えていただきたいということで、私なりのご提案をさせていただきたく、今回、質問させていただきます。

田舎での観光周遊の場合、やはり移動手段、なかなか以前から問題になっています三次交通と言ったら、その移動手段がなかなか観光地から次の観光地へ行くまでの移動手段の確保というのが難しく、どうしてもマイカーなり、レンタカーなりによる観光地巡りというのが主流であると思います。

実際、観光シーズンに永平寺の大本山のほうにも行きましたけども、非常に県外ナンバー、あるいはレンタカーの種類も多くて、やはりこれが永平寺町にとってもこれのサポートが一番大事ではなかろうかという具合に考えております。

NEXCO中日本の話においてでありますけども、高速道路におけるパーキングエリアの感覚っていうのは、約15キロ間隔、サービスエリアにおいては約50キロ間隔が目安であるという具合に言っております。

その中でも、最大でも25キロ、パーキングエリアにおいては25キロ、サー

ビスエリアにおいては100キロというのが最大の設置間隔という具合に、NE XCOでは考えているそうです。

これに準ずると、中部縦貫自動車道荒島インターチェンジのすぐ脇に、道の駅荒島の郷が併設されているわけですが、これは国道158号線の道の駅であります。

これと同様に、今、永平寺インターチェンジ、これは大体、荒島インターチェンジから20.3キロの距離が離れております。今でいうNE XCOの考えで言うと、パーキングエリアを設置するには適当であるという距離であります。

その永平寺インターチェンジを下りて、すぐ国道364号ですね、そこにぶち当たるわけですが、そのところに新たに道の駅をつくっていただければ、一般の国道、高速道路でいうところのパーキングエリアと同じような効果が出るのではないかという具合に考えております。

また、中部縦貫自動車道が全線開通したときに、高山あるいは白川郷辺りから福井への直行バスっていうのは必ず出てくるはずですよ。実際、高山のほうに視察にも行きましたが、あちらの方も、そういう機を狙って考えているという具合に言っておられました。

そこで、直行バスで来られる観光客の方が、一旦、仮に道の駅とさせていただきますけども、そこで停車して、永平寺観光なり、嶺北、その他の観光地へ行くために下車すると。福井駅に行きたい人は、そのまま、また参道インターから行って、福井駅に向かうという流れをつくれれば、非常に観光客の時間的なロスというのを減らせるという効果が生まれます。

ちょうど永平寺町というのは、嶺北一円の観光地、点在していますけども、どこに向かうにも、ほぼ同じような距離というか、同心円の真ん中にある感じで見えています。いわゆるハブですね。ハブ駅のような、車輪の中心にあるような位置関係ではないかと思えます。

だから、ここで全ての嶺北の観光の拠点化をして、そこから各観光地へバスなりタクシーなりで移動していただくと、こういうことをすれば、非常に来町していただいたお客さんにも分かりやすく、お互いにメリットが得られるのではないかという具合に考えます。

そして、その（仮）道の駅から門前に至る永平寺街道ですね、ここを観光地化するために、街道沿いに資金・資源を集中投入すれば、観光客だけでなく、町民、あるいは福井県民の方もそこへ向かおうとする。人は人を呼ぶという話もありま

すけども、そういう具合に、集まるところには人が自然と集まってくる。こういう具合にして、資金・資源を集中投下するということをすれば、今、本町、特に永平寺地区も抱えている過疎地域からの脱却、それに対する何らかの手段の一つとして可能性はあるのではないかと考えております。

ぜひともね、この高速自動車道、これはもう本町においては、中部縦貫自動車道といわず、永平寺町横断自動車道という感じで、もう東から西まできれいに横串を刺したように走っておりますから、さらにエリアごとにインターチェンジも持っていますし、その恩恵にあずかれる環境にはあります。ぜひとも英知を結集して、観光業を育成していただきたいと思います。

そこに対して、町長の考えをお聞かせください。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 今、パーキング化ということでございまして、公共施設としては、やはり上志比インターチェンジ付近に道の駅禅の里がありますので、行政として整備することは、今のところ考えてはおりません。

今、議員さんのお話を聞かせていただいて、実は、高山白川村は、やはり中部縦貫をにらんで、北陸を通して関西のほうに行くという、そういう構想もあるということで、以前、福井県のほうにも訪れて、今後、どうしていこうかっていうことを、福井県を含めて、関係者で話を始めて、去年はそういう話合いの場も持っております。

やはりそういう中で、永平寺町という場所は大変重要な場所になってくるということも、議員さんがおっしゃるとおりでございまして、また、県の方々ともいろんなお話をしながら、そういうことは研究するっていうことは必要かと思っております。

まだ今の段階におきましては、やはり永平寺町としましては、人が集まる環境づくりというところに注力していくと。長野、岐阜県から人を呼ぶような観光施策を今、町としては直近ではそういうところに注力していくというふうに進めて考えているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 永平寺町、五つ、インターチェンジがありまして、これはひょっとしたら日本で一番多い自治体じゃないかなって調べたとき、新潟市が一番多くて、ただ、それぐらい永平寺町、この端から端まで、東から西、そんなに距離がない中で、北インターも含めて、五つ、インターチェンジがあるまちという

のはなかなかないかなと思っておりますし、また、ある意味、それは大きな武器になると認識もしております。

今、まちとしましては、中部縦貫自動車道、新幹線もそうだったのですが、これから大勢の人が来るだろうということで、これまでも門前の開発であったり、地域未来投資法の認定を受けたり、いろいろ進めてきました。

この中で、やっぱり今、インターチェンジ周辺、これも経産省の地域未来投資促進法のエリアに指定してありますし、また、景観計画の中でも特色を持ったやり方をしよう、また、今、企業誘致については、やっぱりインターチェンジ付近を指定できないか、ある意味、投資を呼び込む、そういった取組もしております。

先ほど、ちょっと清水紀人議員のときにお話しさせていただきました、投資が行われるための投資をしていこうということで今、しております、やっぱり民間投資を呼び込むことが大事だなと思っております。

今回、中部縦貫道が開通しますと、今度は、どちらかという、車でのお客さんが主となって、先ほどおっしゃられた、この永平寺町、本当にやっぱりハブになります。今、参道インターはどちらかという、本山とか坂井市に行く方が下りられて、上志比は上志比の一つの、そこで下りられる。永平寺インターが、やはりなかなか今、機能補償道路が下にあるのですが、踏切と平行に走っていることによって、九頭竜川側——北側のほうとの、ちょっとアクセスがやっぱり悪い。光明寺まで行かなければいけないとか、いろいろなそういった中で計画をつくり、また、公共交通の機関をどうするのかとか、道路のインフラの整備、こういったことも、やっぱりしっかり頭に落とし込んで進めていって、おっしゃるとおり、例えば、道の駅のような機能を発揮する、そういった民間業者が来ていただけないとか、そういったことに取り組んでいきたいと思っております。

やっぱり、どうしても、ご存じのとおり、町もいろんな指定管理を持たせていただいている中で、やっぱり民間の投資が生まれるところは、やっぱり民間にお任せしていくのが、やっぱり行政としても、本来の健全な姿かなって一面もあるかなとも思っておりますので、そういった点でも、投資が生まれる、もちろん、PRとか広告とか広報とか、そういったものを併せて一生懸命やっていきますし、近隣市町とも連携を取りながら進めていく、そういった形になるかなと思っています。

どちらかという、民間の方を支援する、ここの永平寺町で活発に活動していただける、そういった環境をつくっていききたいと思っております。

現に今、そういった動きがいろんなところから出てきております。そこを確認して、どんどん広げていきたいという思いがありますので、ご理解、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 清水憲一君。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。

もう、以上で終わります。

細かいところの話をしようかと思ったのですが、後の議員さんがおられますので、そちらの方に頑張っていただいて、私はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（酒井圭治君） 次に、6番、金元君の質問を許します。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。

私は、町民の声、また、これから特に地方の自治体で生きていける、生活していける、そんなまちづくりの声を議会で発言し、また、いろんな方向性も示していけたらと思いつつ、質問に立ちたいと思います。

一つ目は、訪問介護事業所はだいじょうぶかっていうことです。

二つ目は、大規模災害等自治体の備え。

これは6月の議会でも質問しましたけれども、やっぱり能登地震の教訓から、本町もどう学んでいくのかっていうことが大事だなと思いつつ、質問したいと思います。

三つ目には、職場、いわゆる本庁内ですね、庁舎内でのパワハラ通報への対応ということで、今、話題になっていることを教訓に、質問を準備していきたいと思えます。

一つ目の質問でありますけれども、訪問介護事業所はだいじょうぶかっていうことです。

先日、赤旗の日曜版で、訪問介護は全国97自治体で事業所がゼロ。残り1事業所の自治体は277自治体との特集報道がありました。見られた方もいらっしゃると思うのですが、こういう内容ですね。

そう思っていましたら、つい先日、9月5日のNHK「あさイチ」という番組ですけれども、ここでも、介護事業所の倒産は1.5倍に。原因は報酬の引下げということで、報道っていうのですかね、どうも特集で入れたような内容で、朝イチの番組に入ってきた問題です。

また、処遇が低くて、ヘルパーの成り手不足、超高齢化になっていて、テレビに出ていた事業所では、85歳のヘルパーさんもいて、ほぼ全員が高齢者になっているという話だとか、このとき、NHKの見出しで、朝イチでの見直しでは、訪問介護事業所が苦しい訳は、倒産が増えていますという横見出しも入っていました。

突然、ヘルパーが利用できなくなる、訪問介護が危機ですなどと言っているわけですが、こういう報道で示されていたのは、特に周辺地域で高齢者の生活を支える訪問介護事業所が休止や廃止に追い込まれ、サービスの空白地域が広がっているということです。

その原因に、この4月から訪問介護の報酬を減らしたことが、事業継続をさらに困難にしているというものでした。

そこで、一つ目ですが、本町内の訪問介護の実施、また、実施事業所の数、利用者数。例えば、週何回利用するかなど、利用状況が分かれば示してほしいと思います。

ただ、決算報告を見てみますと、要介護認定者が920人ということですが、訪問介護サービスの利用については、延べ人数でしか示していないので、何人利用しているのかっていうのは分からないですね。

要支援っていうの、285人。できたら、週何回、利用かなども本当に詳しく示してあるといいのですが、示してなかったんで、そこでは、1回、示してほしいなど。

また、二つ目ですね。訪問介護事業をやっている各事業所の経営状況の調査をしているのか。

経営については、4月に報酬の削減がされて、その支払いは2か月後になってくるわけですから、これから、今頃、大体そういう状況が見て取れるのかなということ、経営状況の調査を行うという。また、どんな状況なのか、どんなことを聞いているのか。訪問介護の部門については黒字になっているのか。赤字の場合はどうしているのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、お答えさせていただきます。

初めに、2024年度の介護報酬改定率ですが、全体で1.59%の引上げとなっております。

訪問介護報酬につきましては、介助内容や時間により、2から9単位——20

円から90円の減となっております。

本町の訪問介護事業所の実施数ですが、町内では3事業所、町外では15事業所、福井市とか坂井市の事業所さんが、町民の方にサービスを提供しております。

利用者の方は、現在、97名の方が利用しております、約8割、77名の方が町内の3事業所を利用しております。20名の方は町外の15事業所でサービスを利用しているという状態でございます。

本町の介護事業所の影響について、少しお話をさせていただきます。

介護報酬減額の影響につきましては、全ての事業所で、報酬が下がっても、従業員の給与は下げられないということで、結果、減収になったと聞いております。

対応策といたしまして、遠方の利用者の方については訪問日時を集約するなど、業務の効率化に努めているとのことです。

一方で、サービスの質を維持するために、負担増となるが、遠方利用者のニーズにも従来どおり答えている事業者もおられました。

このような声を頂いていることから、今後も定期的に情報収集を行い、状況を注視していきたいと考えているところでございます。

各事業所の経営状況調査を行われていないかということではございますが、町には経営状況について調査を行う権限はございません。よって、各事業所の調査は行われておりません。

ただし、町社会福祉協議会の訪問介護事業所につきましては、毎年の理事会に議会代表と行政代表が理事として出席をしております、決算報告を受け、経営状況を確認しております。

なお、国においては、今年4月から介護事業者の経営情報の報告を義務化するとともに、その情報を国民に公表することといたしております。これにより、行政機関だけではなく、広く多くの方が介護事業者の状況を確認できるようになります。

また、経営状況をデータベース化することで、経営自体を正確に把握・分析することができるようになり、今後の介護職のさらなる賃上げや介護報酬改定など、各施策への反映が期待されているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 今、お聞きしました、町内で3事業所、町外、15事業所。本町は都心にも近いということで、事業所の数が多いということです。

ただ、そういう中でも、いわゆる在宅で約1割以上の方が訪問介護を利用され

ている、これは要支援を入れると、もう少し、実は下がりますけど。77名が町内の事業所を利用されていると。

ただ、報酬の減額があったところで、本町にそういうところの調査権限はない、この調査というのは、いわゆるちょっと権力を持つての調査というのではなしに、経営の状況を本当にどうだと、報酬の引下げについては、かなりの批判の声や問題だという声が上がっているのは事実ですし、報道にも示されているように、現実的に、県内でも、南越前町や池田町は、もう事業所はありません。

一つしかもう事業所がないところも全国にかなり増えているということですから、よく聞き耳を立てて、そういう経営の状況はどうなのっていう、心配なところはなのということ、聞いていくことは大事だし、国が、厚労省は、いわゆる、こういう訪問介護に関わる法人の数については増えているから、いいということをやっぱり言い張っているわけですね。

ただ、大都市部で、先ほど、周辺地域への訪問介護を担っているところでは、遠方のところはできるだけ集約して、まとめていけるようにしたいということ而努力されていることを聞いて、そうなのかなと思います。

でも、都市部とはやっぱりちょっと意味が違いますね。やっぱり集約したほうがいいというのですが、都市部では、そういう高齢者の介護付賃貸住宅なんかもありますし、そういうように、いろいろ効率のいい訪問介護ができる条件がある、もうそういうところは増えているのかもしれないです。

でも、周辺地域では確実に減っているという報道があるわけで、そこは十分、町としても聞き耳を立てて取り組んでいく必要があると私は思っています。

訪問介護というのは、周辺地域で高齢者がやっぱり生活を続けていこうと思うと、命綱になるというのは、皆さんもご存じだと思うのですが、町は、低所得者の生活援助への町独自の支援を今年度、中止するということを決めました、それらの支援事業は、今後は事業所に任せるということでしたけれども、それらは実施されているのか。また、実施している事業所は、事業所中幾つあるのか。実施しているところと、していないところでは、利用状況で差は生じていないのか。

もう1点ですが、四つ目ですが、生活援助、介護認定のない人や要支援では、町の総合事業での生活援助というのを利用している人もいるはずですが、その辺をもう少し分かりやすく示してもらいたいと思います。できたら、それが分かるような資料なんかも出てくるといいなとは思いますが、先ほどの話ではないです

けど、口頭で言われるだけではなしに、やっぱり決算成果なんかにもより細かく示していただきたいと思うところです。その辺はいかがでしょう。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） では、お答えさせていただきます。

低所得者への支援については、10月1日より対象サービスや事業所の選択肢の多くの事業に移行する予定を指定しておりまして、低所得者の生活援助をやめたわけではありません。

3月に開催いたしました介護運営協議会においても、委員の方にご説明し、ご理解をいただいた上で、サービス移行を進めているところでございます。

ただ、負担軽減を実施する社会福祉法人への移行期間の関係から、3か月間の空白期間が生じたことについては、深く反省しているところでございます。

移行後の支援事業につきましては、これまで対象となっていた訪問系サービスに新たに通所系と施設系が加わります。これにより、町内でサービスを利用できる事業所は、4事業所から10事業所に広がります。

町外も含めると、305の事業所で支援を受けることができるようになります。

社会福祉法人の事業所は5事業所ありますけれども、そこでサービスを利用することができるようになります。

すみません、もう一つのご質問ですけれども、介護認定のない人、総合事業での利用ということですが、基本チェックリスト、例えばバスや電車で、一人で外出できるかとか、15分ぐらい続けて歩くことができるかとか、硬いものが食べにくくなった、今日が何月何日か分かりますかなど、30項目の基本チェックリストというものがございまして、それに該当し、生活機能の低下が見られた方、54人がサービスを利用しています。

訪問型サービスでは、介護事業者による食事、入浴、排せつなどの身体介護、通所系サービスでは、デイサービスセンターなどでの入浴・排泄の介護や機能訓練のサービスを利用しています。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） ちょっとさっきに戻るところもあるのですが、例えば各事業所で、経営状況調査は行われているかっていうところで、町はそういう権限がないっていうことで、聞き耳を立ててほしいということなんです。

社協なんかでは、その状況が見えるということですが、全国の例でいうと、例えば特養なんかでやられているところ、訪問介護もやられているところでは、コロナで利用が少なくなるなど、いろんなことがあって、赤字のところからは人を減らす傾向にあると。ほかに人を回すと。

特に介護職の場合、ヘルパーさんなんかの確保がなかなか難しいということがあって、採算の合わないところから、施設内の仕事に回ってもらうということなんかもあって、縮小されているのではないかとということもあるので、そこはよく見ていてほしいと思います。

さらに、低所得者の生活援助の町独自のやつですが、4事業所から10事業所に拡大され、市・町内の法人においても利用が可能だからいいというのですが、そこは各事業所に確認をしないとできないということを言われていたと思うのですが、確認はされているのですか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） また、経営の聞き取りとか、そういった話、今、ちょっとあれなので、また。先ほど課長からも答弁ありましたとおり、国は今年4月から介護事業者の経営情報の報告を義務化するとともに、その情報を国民に公表することとしました。これにより、行政機関だけでなく、広く、多くの介護事業者の状況を確認できるようになります。

また、経営状況をデータベース化することで、経営実態を正確に把握・分析することができるようになり、今後の介護職のさらなる賃上げや介護報酬改定など、各施策への反映が期待されますということで、国も現状のそういった状況を経営的に把握して、これは公表して、そしてまた、もう一つは、適正にその運営が行われているかどうか。みんな真面目に頑張っている事業者さんがほとんどだと思いますが、そこでしっかり指標の中で、じゃあ、どういう支援が必要なのかっていうのを国規模で公表されるということは、一つの大きな指標になるということで、私たちも支援のやり方といいますか、支援の指標が一つできるのは大きいとことだと思っています。

ただ、現状で今、3事業者さんが永平寺町内で活躍している。また、町外の15事業者さんも、永平寺町内で活動していただいているということで、もちろん、現場の皆さんの、指標だけではなく、地域でのそういった活動というの、まちとしては把握して、それによって、どういう効果がある、この指標プラスアルファの部分もしっかり聞いていかなければいけないなと思いますので、また、そ

ういった点で、いろいろ情報収集とかして、どういう支援ができるかということも検討していきたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 新しいサービス利用についてですけれども、新しいサービスにつきましては、広報で周知するとともに、ケアマネさん、社会福祉法人に対して説明会を行っております。

ケアマネさんとか社会福祉法人を通じて、生活困窮者の方に声かけをしていただき、円滑なサービス利用につなげていけるよう、今、そのように取り組んでいくところでございます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 次に行きます。

何で国が調査するかって、そういう声が上がってきて、国の判断がどうだったのかっていうことも含めて、経営状況の調査をするのか、見ていくっていうことをやるのだろうと思うのですけれども、現実的には、介護職、特に訪問系の事業所については、経営基盤がやっぱり不安定ということですし、今までも、特に周辺地域では、移動の時間をどう保障するのかっていうことも含めて、課題として指摘されてきました。

それらについて無視して、引下げを行ったという話ですが、確かに儲かっているところもあるのかもしれないですけども、4割の事業所で赤字という報告もあるくらいです。それはお聞きしていると思います。

もう一つ、先ほど言われた生活援助なんかも含めてですが、町の総合事業でやっている事業も、こういうところに含まれてくると思います。町の総合事業って、保険の事業の中の、いわゆる単価とは違って、その単価の8割にするっていうのは、町長もご存じと思うのですが、当然、担当課はご存じと思うのですけども、それはもう、そういう経営に影響しているということはないでしょうか。

つまり、行政の側の責任で、国の一つの方向、それを地方が総合事業に下りてくるとい事業形態になったことで、単価を引き下げるということをやりましたけれども、それらが影響しているということはないのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、お答えさせていただきます。

総合事業では、訪問型サービスの報酬は据置きとなっております。

通所型サービスは6～7%の増となりました。基本報酬の引下げはなく、影響

はないと聞いているところでございます。

訪問介護事業と総合事業の単価の比較ですけれども、訪問介護ですと1回当たりの単価ってなっていて、総合事業は1週間当たりの単価となっております。

ちょっと比較するのは難しいのですけれども、単価的にはほぼ同額といった形になっております。

ただし、身体介護で1回30分以上のサービスとなった場合は、総合事業のほうが単価は低いといった状態になっております。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） その辺は十分検討して、本当に差はないのかということを見ていていただきたいと思います。

この点での最後ですが、本町は在宅医療の充実に力を入れてきました。それとセットで訪問介護がないと、高齢者は自宅で暮らせなくなる人たちが、やっぱり出てくると私は思っています。

ちょっと先ほどの数字のことに返っていきますけども、全国で97の自治体で事業所がゼロ、残り事業所というのは277自治体。本町はそれに適合しないという話ですけども、それとは別に、やっぱり全体として見ておかなければならないのは、事業所が残り一つとなった277市町村のうち、営利法人が最後のサービス提供を担っていたケースは32町村にとどまっている。

要するに、金儲けっていうのですか、大きな事業所が担っていたのは、非常に少なかった。277中、32町村、残り245市町村の内訳を見ますと、行政の補助金や委託金がある社協が176、社協以外の社会福祉法人が52、本町なんかの特養なんかはそうだと思うのですが、医療法人が6、自治体直営が6、非営利活動法人が4、農協が1だそうです。

それらを見ると、やっぱり行政の補助とか、そういうのが受けやすいところが、最後、残ってきていると。もしくは、直営をしているところの状況を見ると、これは北海道の中頓別町というところですが、民間では耐えられない額の赤字が生ずる。3,000万円近くの赤字が出たので、それは町費で補ったという話が示されていました。

ただ、やっぱり経営状況が非常に大変になっているというのは、やっぱりしっかり見ておかなければいけないと思います。

ちょっと続けますけども、いわゆる自宅でのみとりは、自宅での希望が多い

からということで、在宅での生活に誘導してきたのは、国や行政、本町もそうでした。保険者ですね。

2000年に介護保険制度が導入されたのは、介護の社会化という一つの方向でした。導入されたのは保険制度でしたけれども、そういうことで保険制度が導入されましたが、この間、月々の保険料は当初の約2倍に、利用料も1割負担が負担能力に応じて、2割、3割というのは導入されました。この間、食事代や部屋代も全額負担になっています。結果、負担能力のない人はどうなったのか。退所されたという方もいらっしゃるということですし、いわゆる施設に入りたいけど、年金がそれなりに充実している人でないと、もう入れない状況になっています。最低でも、施設に入ると、一月の負担は15万円以上とされていますから、大変です。

相変わらず、家族の介護離職、もう年間10万人ってということですが、これも介護保険が導入された当時は14万人って言われていたと思うのですが、それ以後、やっぱり四、五万人が毎年推移ってきて、ここへ来て10万人っていうので、減ってきたと思うと、もう本当に、今でも10万人もの人が介護離職をされているというのも、大きな問題です。

その上、周辺地域での生活を支える訪問介護の利用が難しくなってきたら、どうなるのだろうかという不安があることで、経営状況の調査については、町はなかなかできないけども、国はそういう方針を示したというのですが、僕はここが大事だと思います。例えば、商工業者には緊急融資なんかもあるのですが、緊急融資を行ってはどうか。そういったものも考えるべきではないか。

ただ、緊急融資を受けたりすると、返す能力が本当に将来、保証されるのかどうかっていうのも不安ではあると思いますね。もうあっさり、そうなったらやめるってということになるのが全国の例だと思います。

そこをやっぱり、しっかり見据えて、この分野は、行政としてもきちっと、言葉は悪いですけど、監視していかないと大変な状況になることもあるし、また、町の出費・支出も大きくなるのではないかなど。

ただ、介護保険施設というのは、保険料を払い、介護認定を受ければ、1割の負担で希望する介護サービスが受けられるということで導入されました。それとの関係でいうと、今の状況についてどう思われているのか、一言お聞きしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） まず、町社会福祉協議会についてですけれども、今後も安定した福祉介護サービスの提供が持続するよう、経営状況を注視いたしまして、必要に応じて、理事会の場で、行政の意見を述べていきたいと考えているところでございます。

その他の事業所につきましては、各種基準に基づく行政による運営指導ができるようになっておりますので、今、来年度以降の実施に向けて運営指導の準備に取りかかっているところでございます。

それと、本町は、福井市や坂井市、勝山市と隣接をしております。生活圏内及びその周辺に介護施設や医療機関が多数存在するなど、多種多様な介護・医療サービスを利用できる地理的条件に恵まれております。また、町内の介護事業者等のご尽力やご協力により、比較的軽度な介護予防の時期からみとりと終末期に至るまで、幅広くサービスを利用できる体制が整っております。

このようなことから、町の介護保険料については、サービス利用の伸びに比例する形で、18年前の月額3,700円から、現在は月額6,400円、率にして173%、保険料が増加しています。

この額は、近隣の福井市の月額6,600円や坂井市の6,200円に近い額となっております。

なお、4月の保険料改正では、保険料6,400円を据置きとしたものの、高所得者の標準乗率を引き上げ、低所得者の標準乗率を引き下げる措置を講じるなど、これまでよりも低所得者に配慮した保険料額の設定としております。

介護保険制度は、サービスに係る費用全てを保険料で賄う制度とはなっておりません。加入者の区分や所得、限度額を超えるサービス利用等によって、所定の自己負担が発生します。食事代とか部屋代につきましては、今から19年前の平成17年に制度が改正され、給付対象外となっております。これは、将来の保険料上昇を抑制するためでございます。

本町の介護離職につきましては、第9期計画のアンケート調査によりますと、今後も働きながら介護を続けていけるのが約8割、介護者が仕事を辞めたが約1割という結果となっております。この結果については、やはりサービスが幅広く利用できているので、離職率も比較的低いと捉えているところでございます。

ご家族ご家族の方が介護に負担を感じているかどうかにつきましては、ケアマネジャーが状況に応じて、調査票により介護負担度を把握しております。介護負担が重い方には、一人で抱え込まず、事業所や包括支援センターに相談するよう

アドバイスをしているところでございます。

また、介護に不安や負担を抱えているご家族の方に対しましては、毎年、学習会や情報交換会、相談の場を提供し、精神的・身体的負担の軽減に努めているところでございます。

介護保険制度は、介護を必要とする人をみんなで支え合う精神に基づき、所得の負担区分に応じ、社会全体で支える仕組みとなっております。

今後も介護保険制度が持続的に運営していけるよう、負担と給付についてご理解とご協力をお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） その点で一言。

介護保険っていうのは、もともと高齢者の医療は、普通の我々の医療の中に含まれていました。高齢者の、いわゆる病院でのいろんな問題の中から、介護の社会化ということが話されて、子育ての社会化なんかもいろいろ言われましたけれども、介護の社会化ということで、その分野だけ切り離されて、介護保険に来たわけですね。

それまで、医療では、特に国保で見ますと、療養給付費の2分の1を国で見るという制度でした。でも、介護保険になって、国の負担っていうのは、4分の1ぐらいに減ってきたわけですね。

だから、最大は、介護を医療から切り離すことで、状況を見てみると、安上がりにしてきた経過があります。ここに来て、さらに国の負担をいわゆる高齢者が増えてきますから、どんどん伸びていくのが普通ですが、そういう自然増をどう抑えるかっていうことで、いろいろ負担増をやっている。利用者の負担増にもつながっているということを見ると、本当に万人が平等に当初の目的どおり利用できる制度になっているかどうかというのは、一考の余地ありというのですかね、問題が多いということだけは指摘しておきたいと思います。

何かあれば、なれば、次に行きますけど。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 少子高齢化が進んでいる中で、例えば、平成16年の高齢化率22.9%でしたのが、令和6年度では、今、32.2%。また、これは永平寺町、近隣市町から見たら、高齢化率は高くはなっていますが、まだまだ高いところもあると思っております。

介護認定者については、平成16年——20年前が731人で、令和6年1、

200人、20年前よりも469人の増。また、介護給付費は、平成18年度比で18年前よりも約8億円の増。また、地域支援事業についても平成18年度比で、18年前よりも7,300万円の増となっております。また、もう一方、増えていく中で、若い人たちの負担というものも、やっぱり増えてきているのも現状です。

その中で、政府は今、異次元の少子化対策の財源確保に向け、社会保障費の歳出抑制を打ち出しているという一面もあります。

やっぱりこれからは、今、こういういろんな課題がある社会の中で、どういふふうに集中と選択、また、本当に必要な人に必要なサービスが受けられる体制がつくられているか。それと、今回、金元議員の質問のように、それを担っていただけの事業者さんや、福祉の業界の皆さんを確保できるか、こういったことが、今、大きな課題になってきている中で、本当に一つだけを見る、もちろん、現場をしっかりと見ることも大切ですし、併せてマクロで見る。また、マクロで見ながら、しっかりとミクロで見ていく。こういった中で、しっかりサービスが維持できるよう、また、本当に必要なサービスが続けていけるようにしていくことが大事かなと思っております。

永平寺町は、今ほど福祉保健課長からありました、本当にいろんなサービスを受けられる、そういった環境にもなっておりますので、これもひとえに事業者の皆さんのおかげだと思っております。

引き続き、いろいろな方々と連携して、また、支援できるところは支援する、また、改定をお願いするところは改定をお願いする、ここはしっかりとやっぴかなければいけないなと思っておりますので、また、よろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 最後に言われたので、認定者を見ると、当初731人から1,200人っていうのですが、途中で要支援が入ってきました。それを除くと920人ということをお願いのと、あと、本当に、全国ヘルパーさんの求人倍率っていうのは、15.5倍だそうです。それでも成り手がないという。なぜかというのは、よく言われているとおり、あまりにも処遇が悪いということで、平均賃金に比べる割合は、月6万円は安いと言われているそうです。

先ほど言いましたけど、85歳もの高齢者が訪問介護事業所で働いている。これは、事業主さんに言わせると、ベテランほど、いろんな問題、難題に対処してくれているからやっぴいけるので、若い人にはできない仕事でもある。とい

う意味では、地域での働く職場を求める、そういう条件整備さえすれば、この分野での働く人たちも増えてくる可能性があるという分野でもあるということだけ言っておきたいと思います。

ただ、訪問介護は、周辺地域で暮らしていく人たちの命綱、これだけは、やっぱり訴えていきたいと思うところです。

次に行きます。

二つ目の質問ですが、大規模災害と自治体の備えということです。

9月1日は防災の日でした。たしか9月は防災月間でもあるのですよね。

さきの迷走台風10号は、当初は本町にも大きな被害をもたらすのではないかと思われましたけれども、思ったほどではなくて、ほっとしているところがあるのも事実です。ただ、ほかの地域では迷走台風でありましたから、大きな被害も出ていて、それらについては、本当にお見舞い申し上げたいと思うところです。

そんな中、防災の点で思うのは、自助・共助・公助の声のかけ声だけでは、防災への備えは進まないということです。本当にこの辺はしっかり見ていかなければいけないのではないかと。現状では、大きな教訓となるのが能登半島地震と。それらの対応を見ていると、この声がかかると、地域の災害から復旧・復興への諦めを求めるものになってはいないかと思われる点です。自分たちで頑張れという言葉ですね。

どのマスコミでも、復興・復旧への対応の遅れを指摘している点も、僕は共通しているのではないかなと思っています。それは、能登半島地震で倒壊した家屋の多くが、いまだに手つかずのまま放置されているなど、以前から指摘されていたながら、これらがなぜ改善されていないのかということにも見られると思っています。

これについては、甘過ぎる災害・地震被害の想定が、対応の遅れを招いていると専門家も指摘しています。

もっとも、それ以前から、専門家も、27年も前の計画のままでは、と見直しが本当に指摘され、求められていたにもかかわらず、石川県では見直していなかったということです。

なぜ、私がほかの県の計画のことを言うかといいますと、これは前にも示しましたが、地域防災計画の甘さの問題ですが、石川県での地震による被害想定は、震源が能登半島沖で、地震のエネルギーはマグニチュード7.0。それによる被害は、死者7名、建物全壊120棟、避難者2,780人というものでした。

実際には、死者は340人以上、関連死も含めてですが、建物全壊は8,000棟、建物被害は16万戸とされています。

地震の大きさは、県の想定の局地地震どころか、阪神・淡路の震災や熊本地震のエネルギーの約3倍、マグニチュード7.3ですから、これを大きく上回る約3倍という大きなものでした。

被害想定のはらばは、何を生むのか。想定への具体的な対応計画を備えてこそ、大災害への備えというものではないかと私は思っているところですが、倒壊家屋の公費撤去にしても、いまだ1割程度とされているところがあります。

それを見てもみますと、公費撤去の申請では、行政の人手がないということで、手が回らないとか、所有者の確認が取れないから手をつけられないという話もあります。それではあまりにも先が見えないと、自分で撤去すれば、公費支援の対象にはならず、全て自費となる。

本町では、被害想定を基に、対応準備は行われているのか。そういうことへの一つ一つの対応や準備が行われているのか。想定上の課題が明確になれば、支援体制も含め、県の役割、自治体の役割や、ほかの自治体からの支援や民間からの支援も想定され、訓練もすることができるのに、本町ではこの点はどうなっているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 本町の準備としましては、地震ハザードマップで町内三つの地震が関係しているのがありますが、それらを重ね合わせて、最大のものを合わせて図式化して、皆様にお知らせしているところでございます。その中には、家屋が倒れやすいというところも一緒に載せてございます。

そういったところで、今の倒壊しないような形で、今の耐震化とかも進めております。

あと、受援体制については、県内全ての自治体と結んでおりますし、そういった受援体制のほうも整備しているところでございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） そういう話は聞いているのですが、具体的に、要するに、石川県の場合は、人手が足りないから、被害家屋のいろんな処理なんかについても手続がし切れない、また、権利の問題があつて、なかなかそれに対処できないという課題があるわけです。

それに対して、本町では、ちゃんと被害想定の中で、それも対処できる訓練とかということも含めて、いろんな民間の力も借りても含めてですが、どうしていいか、見通しは立っているのか、そういう備えがあるのかということをお聞きしたいわけです。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） その点につきましては、今、確かに職員数は減っておりますが、効果的な活動ができるように、防災安全課も新しくできて、職員の意識も高めて、訓練とかもしております。

あと、マンパワーというその所有者が分からないってところもあるようなので、そこは今、相続とかの義務化も4月1日からされているようなので、そういったところも含めて対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、瓦礫の撤去で道を確保するとか、そういった話をされているのかなと思います。

その中で、今、やっぱり今回多くの課題があつて、そこには財産権とか所有があるのですが、まずはやっぱり、避難道といいますか、救援の道といいますか、救命救助の道を確保するというので、今回、これは大きな教訓になりまして、今、県を中心に、今回のこの災害を受けて、私達と一緒に、発生して、どれぐらいでは、これぐらい確保しなければいけないというのを今、作成しているところですので、そういうふうにしていきたいと思っています。

それと、もう一つ、やっぱりこれまでずっと大きい地震とか災害を目の当たりにしてきまして、町としましても、その都度この永平寺町において、もし、そういった災害が来た場合はどう対応できるかということを想定してきました。

例えば、これは初歩的なことですが、自助・共助・公助の話の中で、多くの方が、当初は役場とか消防とか消防団が、いざとなったら助けに来てくれると思われていた方がいますが、現実には、一番被害が多いところに、消防も近所の消防団の方も、そちらへ全投入をするということで、結局はやっぱり被害が少ないところは、共助——地域の皆さんで避難所なりの運営など助け合い、そういったことをしてほしいという願いを、これまでも防災講座とか研修の中で進めてきました。

ただ、その中で、それまでは福祉避難所、救援が必要な方の位置づけは、実は、

その当時は、一時避難所に来てから、そこから振り分けるという決め事だったので、それでやっぱり駄目だろうということで、今、個別避難計画を地域で作成しまして、地域の皆さんで、地域のどこにどういった方がいて、いざというときには、みんなでどういうふうにその方を救うか、また、その方をどこへ避難させればいいのかというのが、今、個別避難計画で、実は、今回の台風の15号のときも、被害はなかったのですが、この個別避難計画をつくっていただいた地域の方に、この個別避難計画も、つくるのが目的ではなしに、いざというときに機能するかわからないかがやっぱり大事ですので、今回、防災安全課から自主防の皆さんにこの個別避難計画が動くようにという形で伝えさせていただきました。

ただ、今回は何もなかったというか、幸いにも被害が少なかったのも、また、次の中で、そういったものをやりながら、いろんな課題も出てくると思います。それを常に改善しながらやっていく。それと、救援物資とか、そういった物資についても、やっぱり分散をさせて、いろんなところに置いておく。学校にもやっぱりプレハブも用意させていただきました。いざというときには拠点になる、また、子供たちが、いざというときは、そういったもので生活する。

そういったことで、避難所のそういう支援物資の置き場所とかも、いろいろやっていく中で、ハード的・ソフト的、また、住民の皆さんとの連携、ここは今、しっかりさせていただいております。これから、またいろんな課題が出てきて、それを町だけではできないことを、国・県の力をどう効率よく頂くか、また、事前にできることは決めておいて、いざというときには速やかにそれが動けるような体制をつくっておくということが大切だと思っておりますので、また引き続き、防災にはやり過ぎはないという言葉もありますし、いろいろな本当に教訓をこのまちに落とし込んでいきたいなと思っております。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） いろいろ答弁していただいて、ありがとうございます。まだいろいろ言いたいことはあるのですが、今、思うと、僕は、足羽川豪雨のとき、福井市が災害ごみの撤去っていうのですかね、もうこれに本当に大きい教訓を残したと思います。

私は県大にも毎週、顔を出していますし、その当時、あそこの駐車場に、いわゆる全国のパッカー一車ですね、本当にたしか九州からも来ていたのでなかったかと思いますが、200台、並んでいた。これはこれまでも質問でいろいろ言わせていただきましたけれども、ごみを収集するパッカー車なんか200台。やは

り、本当に短期間のうちに、いわゆる、うちの前に出してある災害ごみについて、全部運びますということで、一気に全国から支援に来た、そういうごみの収集。

言いたいのは、業者さんが来とるわけじゃなくて、行政が直営でやっているごみ収集をやっているところは、いろんな協力関係で派遣したりしているのですね。それが集まって一気にやったと。

そのうち、たしか緊急ですね、東山の清掃センターの跡地に、8万トンの燃えないごみが積まれた経験があります。いわゆる本町も協力したわけです。

もっと大きいのは、吉野の土地改良に、いわゆる美山中心に出た災害土砂ですね。30万トンから40万トン、運び込まれている。

当時、県は福井新港まで持って行って、それを敦賀に運んで、ケーソンにするということでした。たしか450億円ぐらいかかるっていう話でしたが、吉野の土地改良、その当時、町と工事をやっていましたので、その下層に入れるということで、30万トンから40万トン運び込むと。その効果が150億円ぐらいあったという話でした。

ただ、足羽川豪雨の災害のときには、非常に永平寺町というのは大きな役割を果たした経過があります。ただ、本町でも、これまで見てみますと、福井震災があったわけですね。このときに、本町の、いわゆる旧松岡の市街地の震災復興事業をやりました。

それに携わった人たちは、もうかなり高齢になったと思いますが、もうこれを一気にやられたのには、それなりのやり方があったと思います。これらから、やっぱりきちっと教訓を学んでこななければいけないし、また、課題もあるのではないかと思うので、その辺はどうお考えですかというのは、やっぱりこれからの課題として考えてほしいと思うので、ちょっと言いたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） このことにつきましては、平成19年11月に、準都市計画区域として、永平寺町地区・上志比地区が指定されております。

そのときに、一定の道路幅員を確保する、セットバック4メートルっていうところがあるのですが、災害時に、家屋の倒壊による緊急車両の通行障害の回避や火災時の延焼拡大の防止というところで、この教訓がここに含まれております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、能登半島地震で、役場の職員も珠洲のほうへ派遣させていただきます。

そして、その職員が帰ってきたときに、勉強会といますか、現地・現場はこういう状況で、永平寺町には、こういうことが必要とか、永平寺町にはこういう課題が必要だということも、職員全員で共有するように、議員の皆さんも、その勉強会に何名かの方は参加していただいたと聞いております。

その中で今回のごみ問題、ごみを担当している職員が行きまして、そういった視点で、現地で支援を行ってきている中で、帰ってきた中で、やはり、まず、災害ごみ、これをどこに置くか。この永平寺町、なかなか大きい場所がない中で、どこに置くのか。それもしっかり町で検討しましょうということと、併せて、今度は避難所ごみ。実は、避難所って水が使えませんので、全部使い捨てらしいです。もうごみも割り箸もスプーンも皿も。それを1回1回、ごみにすることによって、ものすごい量のごみが出てくる。

こういったことも課題になってきて、そういったところの一時保管場所、もちろん、ほかの近隣自治体の皆さんからの支援を頂いて、ごみの焼却など、そういったこともしっかり併せてやっていかなければいけないのですが、そういったいろいろな現場へ支援に行った中で、この町にどうしたら、この永平寺町にとったらどういったところが課題になるのかということも、今、防災安全課を中心に、各課に落とし込んで、できること・できないことを、どうしたらできるかということも今、議論をしていますので、議論をして進めていっておりますので、またいろんな形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 福井震災のときの旧市街地の復興で、区画整理事業を行われたのですが、課題としては、まだ確定測量がされてないです。その辺も、これからどうしていくのかっていうことも含めて、きちっとしていったほうが、道路の測定、双方から測ってくると、どこかで隙間ができるという状況があります。現実には。それを知っている人も少なくなっている。

だから、そういうことは、一つのほかのところの教訓として、当時でも、旧城下町をどう整理したかっていう土地の所有の権利なんかも含めて、どう対処したかっていうのは、それらも聞けるうちにいろんな、取り組んだ人たちから教訓を聞いておくのも大事なのかなと思うところです。

何で私らの防災、まだ6月も今回も聞いたのかっていうことですが、実は、能

登地震とか、つい先般あった宮崎県東部の海域での地震に関してですが、西日本の陸地や海域での地図上の測定の変動状況を、いろんな色分けなんかをテレビで何度か報道されていたのを見たのですが、この福井から石川にかけての、海の側でなしに、山の側に、かなり色の濃いところがあります。

私は、福井地震の後のトレンチ調査とか、いろんなことで、この福井地震は300年から400年に1回の地震なのかなと思っていたのですが、全国、地震の活性期に入っているので、地球規模で、活性期に入っているという中で、本町なんか、もうこの福井県なんかも、かなり確率が高くなってきているのではないかっていうのを、それは専門家のテレビでの説明の中で、見て、ええと思った点があります。

そういうことですから、そういう備えについてはしておくべきではないか。

もう1点、能登半島地震でうれしかったっていうか、ほっとしたのは、輪島中心部の7階建てのビルが倒壊するほどの揺れだったのですが、耐震補強を能登は以前にやった地震以降、強化してきました。

私立も含めて、学校の倒壊は一つもなかった。当初から学校をやっぱり中心に、学校に行けば安全だっていうことを、そういう避難所としての位置づけをしておけばよかったのではないかっていう話もあるくらいですから、その辺は、僕は町として、そういう耐震補強にね、どんどん取り組んだのは、いい意味があったのかなと思っています。

その辺、何か思いがあれば、答弁していただくとありがたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 私も、その地殻が動くといいますか、あれを見て、近畿圏からこの北陸にちょっと赤いというか、ピンクのあれがあって、ああ、と思いました。

防災講座を始めた八、九年前、本当に最初は、行った町民の方から、九頭竜川はあふれないし、地震も来ないのに、何ですのかっていう、そういうときもありました。

ただ、本当に今、地震が多くなって、そして、雨も、いつ九頭竜川があふれてもおかしくない雨も、よそでは降るようになって、もちろん、この永平寺町でも降る、そういった中で、多くの町民の皆さんの意識は、防災に対しては本当に大きいものになってきていると思います。

ただ、私たちも、いろいろ防災に取り組んできている中で、どちらかというと、

取り組むことが正解のようになってしまったら、僕は駄目だなと思っておりまして、その先には、やっぱり町民の命と財産、そして、どういうふうに助け合えるか。避難所とかいろいろあるのですが、助けられる環境をつくれるかということが大切だと思っておりまして、引き続き、私たちも、防災について取り組んでいるというのではなしに、住民のために、この今の私たちの取組はどうなっているか、どういう効果が生まれるかというのを、やっぱり地に足をつけて進めていかなければいけないなと思います。

今回、その赤いラインとか、決して他人事ではないとして、いつ、ここでも福井大震災のような地震がまた起きるのを想定しながら、しっかり進めていきたいと思っておりますので、また、いろいろご指導をよろしく申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 最後の質問になりますが、もう時間がないので、急いでやります。

職場、庁内でのパワハラ問題ということですが、公務員の職場でのパワハラ問題ですが、公務員という特殊な関係の職場でのパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントへの対処には課題も多いと私は思っています。特殊な職場って言ったのは、いろいろ意味がありますけども。

最近では、兵庫県知事のパワハラ問題が大きく取り上げられていますけれども、これまでも、国のいわゆる公文書の改ざん問題等も含めて、告発者等への制裁等で、その結果、犠牲者が出ている点でも、大きい課題ではないかな、根が深いことを示しているのではないかなと思っています。

そうかと思うと、鹿児島県警では、告発者を割り出すために、その権力を使って、マスコミまで含めて強制捜査を行って、犯人捜しをやるっていうことをやっている。こんなことも、一步間違えばね、人の命さえ失いかねない問題を示していると思っています。

この上司からのパワハラ問題について言うと、マスコミ報道によると、県内のある市でも、部下に長年にわたりパワハラを行っていて、処分を受けたとの報道が、この前、ありました。この市には、職場にハラスメント相談員が7人、配置されていたけれども、全く相談はなかった。ただ、第三者機関の設置については、これもなかったということです。

本町では、職場でのハラスメント相談対応はどうなっているのか、また、それらに該当することがあったのか等について、ひとつ何かあれば示していただきたい

いなど。また、対処についても、どうしていかれるのか示していただければと思います。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） ハラスメントにつきましては、令和5年3月にハラスメント防止要項というのを定めまして、部局ごとですけれども、合計12名の相談員を置いております。

過去にハラスメントに関する相談はございませんでした。

また、今後もそういう相談が出ないように、職員の意識、研修を含めて高めていきたいと考えております。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） もうこの問題については、あんまり時間がないので、これで終わっていきますけど、ただ、公益通報ができるようにするとの、その扱いですね。どこでも犯人探しに直結しているのが行政の常ですね。

特に、首長を選挙で選ぶということから来る面もあるのかなという、一般の職場とはちょっと違う面があるのかなということもあるのですが、その辺、自由にやっぱり相談できる体制を、第三者機関の設置も含めて、どう考えているのかだけ、答弁をお願いします。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 今、この公益通報の相談窓口というのはありませんで、これは消費者庁のガイドラインで見ますと、なかなか自治体によっては、専用の窓口を設置するのが難しいところもあるだろうから、そういうときは、既存のよく似た目的の相談窓口を活用してもよいというガイドラインとなっております。

うちで言いますと、今ほど出ましたハラスメントの相談窓口とか、例えば政治倫理審査会などが、そういった窓口になってくるのではないかなと考えているところです。

○議長（酒井圭治君） 金元君。

○6番（金元直栄君） もう、これで質問を終わります。

ただ、これは内容、なかなか言い切れなかったところもありますので、今後、またいろいろ提案していきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時00分 休憩）

(午後 0時00分 再開)

○議長(酒井圭治君) 休憩前に引き続き、再開いたします。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 異議なしと認めます。

本日は、これをもって延会することに決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。明日、9月10日は、午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほど、よろしく願いいたします。

本日は、どうもご苦労さまでした。

(午後 1時35分 延会)